

公共政策系専門職大学院認証評価

点 検 ・ 評 価 報 告 書

公共政策系専門職大学院名称 : 東 京 大 学 大 学 院

公共政策学教育部公共政策学専攻

序 章

(1) 東京大学大学院公共政策学連携研究部・公共政策学教育部の設置の経緯及び目的、特色について

東京大学大学院公共政策学連携研究部・教育部は、2004年（平成16）4月に政策の形成、実施、評価の専門家を養成する専門職学位課程として、法学政治学研究科と経済学研究科の連携のもとに創設された。専門性と幅広い知識の両方を兼ね備えた、官僚、国際機関や研究機関の専門家等、広く公共政策に関わる政策プロフェッショナルの養成を目指している。本大学院が設立以来取り組んできたのは国際化の推進であり、ダブル・ディグリー制の導入や交換留学のネットワークの拡大、英語の授業だけで学位を取得することが可能な国際プログラム（MPP/IP）の設置等の取組を通じた国際連携の強化は、本大学院における大きな特色の一つとなっている。

(2) これまでの自己点検・評価活動及び外部評価・第三者評価等への取組み

本専攻の設置以降、教育・研究活動の実績を総括し、専門職大学院としての将来を展望するために、2008（平成20）年12月に教育・研究、組織・運営、施設・設備の全般について自己点検・評価を実施し、自己評価報告書を公表した。また、2009（平成21）年3月には、外部評価委員による外部評価を実施し、その結果も公表した。その後、2013（平成25）年度に公益財団法人大学基準協会の公共政策系専門職大学院認証評価を受審するにあたり、教育課程、教員組織、その他教育・研究等の総合的な状況について、改めて全般的な点検・評価を行った。この認証評価において、本専攻は「公共政策系専門職大学院基準に適合していると認定する」と判定されたが、勧告1件、問題点（検討課題）8件に関する指摘事項があった。これらの指摘事項に関しては、研究部長・教育部長、専攻長、評価担当委員、公共政策大学院を担当する事務職員等の関係者において協議を行い、2016（平成28）年7月に各指摘事項に関する対応状況を記載した「改善報告書」を提出した。その結果、勧告1件については、改善が認められた。問題点8件についても、改善が認められた案件が6件、引き続き検討が求められた案件が2件となった。指摘を受けた内容については、それぞれの課題の改善に向けた対応に引き続き取り組んでいる。この他、2016（平成28）年度には、大学改革支援・学位授与機構による国立大学法人評価が行われ、教育研究評価においては現況調査表に基づく公共政策学教育部の教育及び公共政策学連携研究部の研究の水準及び質の向上度の評価が行われた。その結果、教育に関しては、「期待される水準」もしくは「期待される水準を上回る」、「質の改善、向上している」と判定され、研究に関しては、「期待される水準にある」、「質を維持している」と判定されている。

なお、本専攻を含む公共政策大学院では、教育研究、管理運営に関わる各種の事項については、担当の委員を選任して、研究部長・教育部長、専攻長の下で対応することとしているが、自己点検・評価に関しても担当の委員を選任し、教授会からの委任事項として公共政策学連携研究部の運営会議における審議を経て、評価担当委員を決定している。今回の認証評価の受審にあたって、上記の関係者が中核となり、各評価の視点における本専攻の状況を検証した後、教授会構成員を主体とする運営会議において本報告書の取りまとめのための確認を行った。また、公共政策学教育部には、外部有識者により構成される運営諮問会議を置いているが、毎年開催する同会議の教学・管理運営に関する項目については、専攻内において事前に点検・評価を行っている。そのため、今回の自己点検・評価を行うにあたって重複する項目も多いことから、運営諮問会議の事前の点検・評価についても、運営会議における点検・評価と併せて、本報告書の取りまとめに活用している。

本章

1 使命・目的

項目1：目的の設定及び適切性

公共政策系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命（mission）とは、公共政策のプロフェッショナルの育成を基本とし、国・自治体・国際機関、NPO・NGO、シンクタンクその他の組織において必要な政策課題の解決に関する専門的知識及び広い見識を身につけ、高い職業倫理観をもった人材を養成することである。

各公共政策系専門職大学院では、この基本的な使命のもと、当該公共政策系専門職大学院を設置する大学の理念に照らし合わせて、専門職学位課程の目的に適った固有の目的（以下「固有の目的」という。）を学則等に定めていることが必要である。また、固有の目的には、各公共政策系専門職大学院の特色を反映していることが望ましい。

<評価の視点>

1-1：公共政策系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命のもと、固有の目的を設定していること。〔F群〕

1-2：固有の目的を専門職学位課程の目的に適ったものとする。〔「専門職」第2条第1項〕〔L群〕

1-3：固有の目的を学則等に定めていること。〔「大学院」第1条の2〕〔L群〕

1-4：固有の目的には、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

東京大学は、大学としての教育研究活動における理念、目標を「東京大学憲章」に掲げ、明らかにしている（添付資料1-1）。

東京大学憲章（抜粋）

I 学術

1 （学術の基本目標） 東京大学は、学問の自由に基づき、真理の探究と知の創造を求め、世界最高水準の教育・研究を維持・発展させることを目標とする。研究が社会に及ぼす影響を深く自覚し、社会のダイナミズムに対応して広く社会との連携を確保し、人類の発展に貢献することに努める。東京大学は、創立以来の学問的蓄積を教育によって社会に還元するとともに、国際的に教育・研究を展開し、世界と交流する。

2 （教育の目標） 東京大学は、東京大学で学ぶに相応しい資質を有するすべての者に門戸を開き、広い視野を有するとともに高度の専門的知識と理解力、洞察力、実践力、想像力を兼ね備え、かつ、国際性と開拓者の精神をもった、各分野の指導的人格を養成する。このために東京大学は、学生の個性と学習する権利を尊重しつつ、世界最高水準の教育を追求する。

3 （教育システム） 東京大学は、学部教育において、（略）大学院教育においては、多様な専門分野に展開する研究科、附置研究所等を有する総合大学の特性を活かし、研究者および高度専門職業人の養成のために広範な高度専門教育システムを実現する。

「東京大学大学院学則」では、研究科等は、研究科等及び専攻ごとに教育研究上の目的を定めるものとしている。また、「東京大学大学院専門職学位課程規則」では、本学における専門職学位課程の目的を定めている（添付資料1-1）。

東京大学大学院学則（抜粋）

(教育研究上の目的)

第1条の2 研究科又は教育部（以下「研究科等」という。）は、研究科等及び専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科規則又は教育部規則（以下「規則」という。）に定めるものとする。

東京大学大学院専門職学位課程規則（抜粋）

(専門職学位課程の目的)

第2条 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

東京大学大学院学則の規定に基づき、東京大学大学院公共政策学教育部規則第1条の2の前段において、公共政策学専攻の基本となる教育研究上の目的を定めている（添付資料 1-1）。（評価の視点 1-1,1-3）

東京大学大学院公共政策学教育部規則（抜粋）

(教育研究上の目的)

第1条の2 本教育部は、国際的視野のもとで現代社会の直面する課題を発見し、課題の解決に必要な政策と制度を構想する力をもった、時代の要請に応える政策実務家を育成すること（以下略）

具体的には、国際的視野のもとで、コミュニケーションと合意形成能力にも秀でた、国際機関・地方自治体の公務員、国際組織や NGO の職員、シンクタンクに勤めるエコノミストや政策アナリストなど、広く公共政策に関わる高い倫理観を持った、政策プロフェッショナルの養成を行っている。こうした本専攻の目的は、専門職大学院設置基準第2条第1項に定められている「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこと」とする専門職学位課程の目的と整合したものである。（評価の視点 1-2）

本専攻の固有の目的としての特色は、大学院設立当初から変わらず、国際的視野、コミュニケーション力を養うための国際化と課題の発見、解決案の提示と政策形成する力を養うためのカリキュラムの2点が挙げられる。

その特色を支える取組として、国際化に関しては、国際連携の方法を模索し、交換留学先の選定と交渉を行い、単位互換の交換留学の仕組みを実現した。具体的には、世界トップレベルの公共政策大学院のネットワークである GPPN（Global Public Policy Network）への正式参加が 2012（平成 24 年）年度に実現したことが挙げられる。GPPN は、イギリスのロンドン・スクール・オブ・エコノミクス（LSE）、アメリカのコロンビア大学国際・公共政策大学院（SIPA）、フランスのパリ政治学院（Sciences Po）、シンガポール国立大学リー・クワンユー公共政策大学院（LKY-SPP）、ドイツのヘルティ・スクール・オブ・ガバナンス（HSoG）、ブラジルのジェトリオ・ヴァルガス財団サンパウロ・ビジネススクール（FGV-EAESP）と東京大学公共政策大学院の7校により構成されている。また、GPPN 以外の公共政策大学院とも、学生交流協定を結び、ダブル・ディグリーや交換留学を実施し、主に日本人学生を対象としたグローバル人材輩出のための取組となっている。さらに、英語による授業だけで修了要件を満たし学位を取得することができる国際プログラムコース（MPP/IP）を設置している。

もう一つの特色のあるカリキュラムに基づく教育に関しては、法律・政治学分野出身の学生にも経済学の科目の履修を義務付け、逆に経済学分野出身の学生にも法律・政治学の科目の履修を義務付けることで、法律・政治学・経済学を総合的に理解できる人材を養成している。これは、現代では法律を作る際や国際交渉をする際に、経済学の論理の理解が必要不可欠であるからである。また、実務への応用を念頭に置き、実務の経験を学ぶことを目的とする授業科目を設けることにより、理論に裏打ちされながらも、社会に向け説得力のある議論展開ができるよう実践に即した教育を行っている。さらに、官公庁等から公共政策の実務に携わっている現役の者が、実務家教員として教鞭を執っていることは、この方向に一層役立っている。（評価の視点 1-4）

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：東京大学大学院便覧（公共政策学教育部）（15 頁、42 頁、公共-1）

項目 2：目的の周知

各公共政策系専門職大学院は、固有の目的をホームページ、大学案内等を通じて社会一般に広く明らかにするとともに、教職員・学生等の学内の構成員に対して周知を図ることが必要である。

<評価の視点>

1-5：ホームページ、大学案内等を通じ、固有の目的を社会一般に広く明らかにすること。（「学教法施規」第172条の2）〔L群〕

1-6：教職員、学生等の学内の構成員に対して、固有の目的の周知を図っていること。〔A群〕

<現状の説明>

本専攻の目的は、公共政策学教育部規則第 1 条の 2 に規定するとともに、東京大学のホームページ（添付資料 1-2）、公共政策大学院の概要を紹介したパンフレット（添付資料 1-3）、学生募集要項（添付資料 1-4、1-5）に明示し、入試説明会をはじめとして学内外に広く公表している。（評価の視点 1-5）

また、教育研究上の目的を含めた公共政策学教育部規則は、毎年度に全ての教職員及び学生に配付される大学院便覧（添付資料 1-1）に収めて、その周知を図っているところである。（評価の視点 1-6）

<根拠資料>

- ・添付資料 1-2：東京大学ホームページ_教育情報の公表_教育研究上の目的
<https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400035174.pdf>
- ・添付資料 1-3：東京大学公共政策大学院パンフレット（3 頁）
- ・添付資料 1-4：東京大学公共政策学教育部専門職学位課程学生募集要項 平成 30（2018）年度（1 頁）
- ・添付資料 1-5：東京大学公共政策学教育部専門職学位課程学生募集要項〔職業人選抜〕 平成 30（2018）年度〈一部分コピー〉（1 頁）
- ・添付資料 1-1：東京大学大学院便覧（公共政策学教育部） 平成 29 年度（公共-1 頁）

【1 使命・目的の点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

本専攻の使命・目的は、公共政策のプロフェッショナルの育成を基本として、東京大学の学則等の関係規則のもとに適切に定めているものと考えている。また、本専攻が設立以来取り組んできている

「国際的視野」の重視は、固有の目的における大きな特色となっている。今後においては、時代の要請として、政策形成が国際化のネットワークの中で行われている実態から、本専攻における国際的視野の重視に関しては変わることなく、むしろさらに推し進めていくことが課題であると考えている。

(2) 改善のためのプラン

本専攻における国際化に関わる取組については後の項目で記載しているとおりだが、外国人留学生の受け入れを中心とした国際プログラムコースの設置をはじめとして、国際交流協定の締結や留学生の生活支援など多岐にわたって実施している。また、教育課程については、2017（平成 29）年度に国際プログラムコースのカリキュラムを改変して、新たにポリシー・ストリームを設けるなど、教育面における国際化の枠組みについても整備できたことから、今後はそれぞれ個別の取組をさらに充実させるとともに、改善につながる場合は、状況に応じて国際化の取組の整理統合も行っていく。

2 教育内容・方法・成果

(1) 教育課程・教育内容

項目3：教育課程の編成

各公共政策系専門職大学院は、専門職学位の水準を維持するため、教育課程を適切に編成・管理することが必要である。教育課程の編成にあたっては、公共政策系専門職大学院に課せられた基本的な使命（mission）を果たし、固有の目的に即した学習成果を明らかにするため、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定し、その方針を踏まえて、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定することが必要である。また、これらの方針は、学生に周知を図ることが必要である。

各公共政策系専門職大学院は、教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、体系的に教育課程を編成することが求められる。また、社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮することが必要である。そのうえで、固有の目的に即して、グローバルな視野をもつ人材養成を推進するための教育内容を導入するとともに、特色ある授業科目を配置することが望ましい。

<評価の視点>

2-1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を明文化し、学生に対して周知を図っていること。〔F群〕

2-2：学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、理論と実務の架橋教育である点に留意し、次に掲げる事項を踏まえ、教育課程を体系的に編成していること。（「専門職」第6条）〔F群、L群〕

(1) 公共政策系専門職大学院に共通に課せられた基本的な使命である、国・自治体・国際機関、NPO・NGO、シンクタンクその他の組織において必要な政策課題の解決に関する専門的知識（法学、政治学、経済学の3つの分野を基本にした幅広い科目）、思考力、分析力、コミュニケーション力等を修得させ、高い職業倫理観をもった人材を養成する観点から編成していること。

(2) 公共政策系分野の人材養成にとって基本的な内容、発展的な内容、実践的な内容、事例研究等を取扱う科目を適切に配置していること。

(3) 学生による履修が系統的・段階的に行われるよう配慮していること。

2-3：社会からの要請、学術の発展動向、学生の多様なニーズ等に対応した教育課程の編成に配慮していること。〔F群〕

2-4：グローバルな視野をもった人材養成を推進するために、どのような教育内容を導入しているか。〔A群〕

2-5：授業科目には、固有の目的に即して、どのような特色ある科目があるか。〔A群〕

<現状の説明>

東京大学は、東京大学憲章を踏まえ、大学院課程における全学としての学位授与方針を定めている。本教育部においては、全学の学位授与方針を踏まえて、専門職学位課程の学位授与方針を定めている。

東京大学の大学院課程における学位授与方針（抜粋）

東京大学は、学術研究及び高等教育の使命を自覚し、その達成に向けて、東京大学のよって立つべき理念と目標を東京大学憲章として定め、国内外の様々な分野で指導的役割を果たしうる「世界的視野をもった市民的エリート」を育成することが、社会から託された自らの使命であると考えています。このような使命のもとで、東京大学が目指すのは、「広い視野を有するとともに高度の専門的知識と理解力、洞察力、実践力、想像力を兼ね備え、かつ、国際性と開拓者の精神をもった、各分野の指導的人格」（東京大学憲章）の養成です。

(略)

専門職学位課程

東京大学憲章に定める人材を養成するため、次に掲げる目標を達成した学生に、専門職の学位を授与します。

- ・ 専攻分野における専門知識を修得し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識、卓越した能力及び高い倫理観を有し、社会の発展に貢献することができる。

(略)

公共政策学教育部の専門職学位課程における学位授与方針

東京大学大学院公共政策学教育部は、教育研究上の目的に定める人材を養成するため、次に掲げる目標を達成した学生に公共政策学修士（専門職）の学位を授与する。

- ・ 法学、政治学、経済学それぞれの分野について、基礎的な幅広い知識及び専門性を身につけていること。
- ・ 広く公共政策に関わる高い倫理観をもち、国際的視野のもとで課題発見、解決案の提示、政策形成、コミュニケーションを行う力を身につけていること。

教育課程の編成・実施方針についても、学位授与方針と同様に、全学の大学院課程としての方針が定められており、それを踏まえ、本教育部において専門職学位課程の方針を定めている。

東京大学の大学院課程における教育課程の編成・実施方針（抜粋）

東京大学の大学院課程では、多様な専門分野に展開する研究科、附置研究所等を有する総合大学の特性を活かし、研究者および高度専門職業人の養成のために広範な高度専門教育を行います。

(略)

専門職学位課程

学位授与方針で示した目標を学生が達成できるよう、以下の方針に基づき教育課程を編成・実施します。

- ・ 専攻する分野に応じて、高度専門職業人として必要な専門的知識・技能が修得できる専門科目を体系的に提供する。
- ・ 専攻する分野に応じて、事例研究や実務教育等の適切な教育方法・授業科目と高度の専門性が求められる職業を担うための高い倫理観を育む機会を提供する。
- ・ 学修成果の評価にあたっては、予め明示した成績評価基準に基づき、厳格な評価を行う。それらの活用を通じて、教育方法の改善につなげる。

(略)

公共政策学教育部の専門職学位課程における教育課程の編成・実施方針

東京大学大学院公共政策学教育部は、学位授与方針で示した目標を学生が達成できるよう、以下の方針に基づき教育課程を体系的に編成・実施する。

- ① 法学、政治学、経済学それぞれの分野について、基礎をなす知識と分析能力を身につけることを目的とした基幹科目及びより高度な専門性を修得することを目的とした展開科目をバランス良く体系的に配置する。
- ② 具体的な事例を題材とし、ケースメソッド方式によって知識の応用とコミュニケーション能力の向上を目的とする事例研究を提供する。
- ③ 実務への応用を念頭に、実務の経験を学ぶことを目的とする実践科目を提供する。

- ④ 国際的な視野を広めるとともに、国際化に対応するコミュニケーション能力を身に付けるため、英語による多様な授業科目を提供する。
- ⑤ 学生の計画的・段階的な履修及び個々の授業科目において十分な学習時間を確保するため、年間登録単位数の上限を設定する。
- ⑥ 各授業科目において透明で厳格な成績評価を行う。
- ⑦ 教育の内容、方法を検証し、学生による授業評価をも参照し、教育の質の向上を図る。

上記の学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については、東京大学のホームページに掲載され、全学に周知されている（添付資料 2-1）。（評価の視点 2-1）

また、教育課程の体系化に関わるカリキュラムについては、本専攻の教育課程の編成・実施方針のうち①～③を具体的に説明するものとして、以下のような方針で編成している。

第1に、制度の立案と運用に関わる知識を身につけるための法学、制度を動かしてゆくダイナミクスに関わる知識を身につけるための政治学、政策案の導出と評価を行うために必要とされる知識を身につける経済学の3つのディシプリンをバランスよく習得できるようにカリキュラムを編成している。各分野に関する2017（平成29）年度の提供授業科目数は、法律系56科目、政治系67科目、経済系71科目である。

第2に、応用を視野に入れた具体的な事例を扱い、これを素材として教育を進めてゆく事例研究をカリキュラムのコアとして位置付けている。事例研究は、修得した知識を応用する場であるとともに、知識としては体系化され得ない視点や想像力を養い、かつ、公共政策に関わる高い倫理観を身につける場となっている。

第3に、実務からのフィードバックを適切に行うため、実践科目を提供している。実務家の経験を学生が吸収し得る場を設け、様々な政策分野において実務的に現に対応を迫られている課題を教育へ取り込み、実務との連携を図っている。実践科目の中には、知識の取得と同時にコミュニケーション能力の向上に資する授業科目を設定している。具体的には、口頭によるプレゼンテーション、政策ペーパーの公表などの機会を提供する構成にしている。

なお、高い職業倫理観に関しては、現場の課題に接する局面で養成されるものとの考え方に立っていることから、実践的な形式で体得する場を授業科目等において提供している。（評価の視点 2-2(1)）

科目群については、基幹科目、展開科目、実践科目、事例研究から構成され、多様な授業形態を組み合わせている。また、この他に選択科目として、リサーチペーパーと研究論文を設定し、合格した者には単位を認定している。

基幹科目においては、公共政策のプロフェッションとしての基礎をなす知識と分析能力を付けることを目的として、法学分野、政治学分野、経済学分野の3つのディシプリンを基礎からバランス良く修得することを可能にしている。

展開科目では、政策の各分野に結びついた授業科目、地域研究に関わる授業科目、さらに個々の学生が追求する、各分野のより高度な専門性を修得することを目的とした授業科目を配置している。各人の将来の進路に従って、より特化した領域について体系的に選択することができ、個々の学生に適した教育プログラムを構築することが可能になっている。

実践科目では、実務への応用を念頭に置き、実務の経験を学ぶことを可能にしている。政策実務と密接に関連した授業科目や、実務経験を持つ教員によって教育が行われ、実務の経験を学ぶことができる授業科目を配置している。

事例研究では、具体的な事例を題材として、ケースメソッド方式により知識の応用とコミュニケーション能力の向上を可能にしている。

基幹科目及び展開科目において提供される授業科目は、全体として、金融、財政、社会保障、安全保障、都市地域、地方自治等の政策の主要な分野をほぼ網羅しており、将来、職業として従事することになる政策の専門分野に必要な知的基盤を提供している。

また、実践科目や事例研究を担当する各授業担当の教員は、これらの授業において研究の最新動向、実務の課題等を積極的にフィードバックし、研究及び実務の最先端の知見を教育に取り入れている。2017（平成 29）年度においては、「政策分析・立案の基礎」（実践科目）や「Case Study（International Energy Governance）」（事例研究）等で、現在の政策や研究動向を取り扱っている。

基幹科目、展開科目、実践科目、事例研究の授業科目数は、次の「授業科目数」のとおりであり、各科目群において十分な数の授業科目を、学生に提供している（添付資料 2-2）。（評価の視点 2-2(2)）

授業科目数（2017（平成 29）年度）

	基幹科目	展開科目	実践科目	事例研究
法律系	18	38	24	65
政治系	29	38		
経済系	26	45		
計	73	121		

本専攻では、政策形成に必要な幅広い能力とともに、各分野における専門的能力を身に付けられるよう、入学者の将来の志望に応じて、次の6つのコースに所属させている。

法政策コース	主として法学を中心とした視点から社会経済課題を分析し、その解決に必要な知識と企画力を学び、具体的な法令を作成し運用する能力の習得を目的としている。カリキュラムは、様々な行政分野に係る法制度を理解し、法令作成に必要な立法技術を習得するとともに、具体的なケーススタディを通じて行政現場におけるバランスのとれた法的判断を下すために錬磨することを意図して構成されている。
公共管理コース	主として政治学、行政学の視点から公共政策に関わる課題を分析立案し、組織及び政策運営に必要な知識と経営管理能力を習得することを目的としている。カリキュラムは、公共管理に関わる様々な理論と制度を理解し、新しい公共管理体系を組み立て統括し、さらに、具体的な事例を通じて課題の発見と適切な手段構築を行うことができる人材の育成を意図して構成されている。
国際公共政策コース	外交や開発援助といった国際的な政策課題に対応するために必要な知識と交渉力及び企画力を習得し、さらに必要なコミュニケーション方法を学ぶことによって、国際公共政策に対応する力を身に付けることを目的としている。カリキュラムは、様々な地域に関する政治経済状況を把握し、各地域の抱える課題を理解すること、国際的なコンテキストを前提に問題の解決を図るための手法を構想すること、さらには、具体的な国際紛争などの事例を用いて活動のコンテキストを理解することを意図して構成されている。
経済政策コース	

<p>公共政策を主として経済学の視点から分析、評価するための知識と分析力の習得を目的としている。カリキュラムは、ミクロ経済学及びマクロ経済学の理論的基礎を実際の応用例に則して教育すること、定量的評価に必要な計量経済学や費用便益分析のツールを使いこなす能力を養うこと、ケーススタディを通じ、政策形成実務に経済分析を活用する能力を養うことを意図して構成されている。</p>
<p>国際プログラムコース (MPP/IP)</p>
<p>グローバルな視野を持ち、国際舞台で活躍する公共政策プロフェッショナルの養成を目的としている。国際的に通用するカリキュラムに日本の独自性を加え、学術交流協定を持つ世界トップクラスの大学院との互換性を確保するよう工夫し、ダブル・ディグリー制度を拡大すると同時に、アジアからの視野を重視した個性豊かな科目を揃えている。なお、2017 (平成 29) 年度からカリキュラムを改変し、経済政策・金融・開発系 (EPFD) と公共管理・国際関係系 (PMIR) の2つのポリシー・ストリームを設けている。</p>
<p>キャンパスアジアコース</p>
<p>本専攻在学中に北京大学国際関係学院、ソウル大学校国際大学院の2校に交換留学又はダブル・ディグリー制度で留学することを必修とするカリキュラムとなっている。なお、2017 (平成 29) 年度からコースとしての学生募集を停止し、同年度の入学者から国際プログラムコースの PMIR のポリシー・ストリームの中に位置づけたうえで教育プログラムを継続している。</p>

上記の各コースについては、それぞれのコースごとに履修しなければならない授業科目の科目群や分野の必要単位数を、公共政策学教育部規則第 6 条第 3 項の規定に基づき、「コースごとに履修しなければならない授業科目についての規則」(添付資料 2-3)として定めているため、学生の履修がある一定の分野等に偏ることがないようにしている。また、学生が1年間に履修登録できる単位数についても上限を設けている。(評価の視点 2-2(3))

公共政策大学院では社会と連携した研究・教育活動を実施しているが、具体的には中長期的なコミットメントを得ることが可能な、公的で安定的な外部資金を確保し、その枠組みを活用した研究ユニット(添付資料 2-4)や寄付講座(添付資料 2-5)を複数設置しており、これらを通して社会的な課題であるエネルギー政策、医療政策、交通政策、情報政策等の科学技術と公共政策に関わる分野横断的かつ実務的な研究活動を推進し、その研究成果を教育へと生かすための授業科目を提供している。

研究ユニット・寄付講座関連の 2017 (平成 29) 年度授業科目の一例

関連研究ユニット、寄付講座 (設置期間)	授業科目名
国際交通政策研究ユニット (2006-2018)	「国際交通政策」「地域交通政策研究」
海洋政策教育・研究ユニット (2008-未定)	「事例研究 (海洋問題演習)」「国際海洋法制度概論」
人材政策研究ユニット (2014-2018)	「事例研究 (社会構想マネジメント、ソフトパワー・人材政策)」
科学技術イノベーション政策の科学教育・研究ユニット (2012-2027)	「Economic Analysis of Innovation」「事例研究 (科学技術イノベーション政策研究)」
科学技術と公共政策研究ユニット (2006-未定)	「事例研究 (デジタル時代の行政と社会)」
医療政策・技術評価研究ユニット (2017-2019)	「Case Study (Institutions and Methods of Health Technology Assessment in Healthcare Policy)」
寄付講座：エネルギーセキュリティーと環境 (2010-2018)	「環境政策」「エネルギー政策」
寄付講座：都市地域政策と社会資本マネジ	「事例研究 (都市地域政策と社会資本ファイナンス)」

メント (2009-2019)	
寄付講座：経済成長とリスクマネージメント (2014-2017)	「コーポレートファイナンスと公共政策」「事例研究 (コーポレートガバナンス)」
寄付講座：資本市場と公共政策 (2007-2020)	「事例研究 (資本市場と公共政策)」

また、国際プログラムコースはこれまで経済系の授業科目が多かったが、同コースの増加傾向にある志望者や学生における国際政治、国際関係論の分野に対する関心への対応として、2017 (平成29)年度からカリキュラムを改変し、経済政策・金融・開発系 (EPFD) と公共管理・国際関係系 (PMIR) の2つのポリシー・ストリームを設けることにして、EPFD では国際金融・開発関係の授業科目を、PMIR では国際政治・国際関係論の授業科目の充実を図った。その他、新たにサイバーセキュリティに関する科目「Introduction to Cybersecurity Policy」を開講するなど、国際社会の現状等にも配慮した教育課程の編成のため、授業科目の改廃について、毎年見直しを行っている。(評価の視点2-3)

世界トップクラスの大学院と学術交流協定を締結することにより、交換留学及びダブル・ディグリー制度の充実を図ってきた。現在では、世界の11の大学院と交流協定を締結し、学生の派遣・受入を積極的に行っている。また、英語で行う授業科目の「Case Study (Policy Challenge)」は、留学生と日本人学生がコラボレーションしたチームを形成し、具体的な社会課題に即した政策策定・提案を競い合うことを通じ、グローバルな観点での政策策定力の向上を目指している。さらに、この授業の優秀なチームには、GPPN (Global Public Policy Network) の学生会議において発表の機会を与えることにしている。その他にも、「Case Study (International Field Workshop)」では、政府機関、国際機関の高官や専門家、グローバル企業の経営者との意見交換等を通じて、国際的に多様なステークホルダーとの協同に取り組むなど、英語による授業科目を中心にして国際的な教育を実施している。(評価の視点2-4)

国際交流協定締結大学一覧

相手方大学名	全学協定締結年	部局協定・覚書の初回締結年 (Ex=交換留学、DD=ダブルディグリー)	
		Ex	DD
NUS-LKY (シンガポール国立大学 リー・クワン・ユー公共政策大学院)	2006	2006	2009
Columbia SIPA (コロンビア大学 国際・公共政策大学院)	—	2006	2010
Sciences Po (パリ政治学院)	2015	2008	2013
UCSD (カリフォルニア大学サンディエゴ校 国際関係・環太平洋研究大学院 (IR/PS))	2000	2008	—
HSoG (ヘルティ・スクール・オブ・ガバナンス)	—	2009	2012
ソウル大学校 国際大学院	1990	2011	2012
北京大学 国際関係学院	2003	2011	—
ハイデルベルク大学 クラスター・オブ・エクセレンス	—	2013	—
FGV-EAESP (ジェトリオ・ヴァルガス財団サンパウロ・ビジネススクール：ブラジル)	—	2014	—
HEC (アッシュ・ウ・セ) 経営大学院	—	2015	—

LSE (ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス)	—	—	2016
UNU-IAS 国連大学 サステイナビリティ高等研究所	1999	2016	—

グローバルな視野をもった人材養成でも触れたが、本専攻では、国際的な視野を広めるとともに、国際化に対応するコミュニケーション能力をつけるため、英語による授業科目を2010年度～2016年度にかけて科目数を増やし、現在では全ての分野、科目群において英語による授業科目を配置することができている。また、本専攻の専任教員による英語による授業科目の増加を図るため、専任教員の定員増を行い、2016(平成28)年4月に4名の専任教員が着任した。同教員は、2017(平成29)年度において英語による授業科目を14科目担当しており、本専攻の国際的な教育プログラムの基盤を支える役割を担っている。なお、英語科目への対応方針については、学問分野ごとに確認しているが、国際プログラムコースに2つのポリシー・ストリームを設けることにより、政治系、経済系の英語科目を提供することを運営会議で検討し、カリキュラムを改変した。(評価の視点2-5)

英語による授業科目数

	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
英語による授業科目数	32科目	52科目	69科目	77科目	83科目	94科目	129科目	129科目
全体に占める割合	17%	24%	32%	33%	36%	39%	45%	45%

(2017(平成29)年度の分野・科目群別の内訳)

	基幹科目	展開科目	実践科目	事例研究
法律系	2	7	15	24
政治系	12	17		
経済系	23	29		

<根拠資料>

- ・添付資料 2-1：東京大学ホームページ_教育情報の公表_学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受入方針 <https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400060893.pdf>
- ・添付資料 2-2：2017年度授業内容概略(22～30頁)
- ・添付資料 2-3：コースごとに履修しなければならない授業科目についての規則
- ・添付資料 2-4：東京大学公共政策大学院ホームページ_研究_研究ユニット <http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/research/research-units/>
- ・添付資料 2-5：東京大学公共政策大学院ホームページ_研究_寄附講座 <http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/research/endowed-chairs/>

項目4：単位の認定、課程の修了等

各公共政策系専門職大学院は、関連法令に沿って学習量を考慮した適切な単位を設定し、学生がバランスよく履修するための措置を講じなければならない。

単位の認定、課程の修了認定、在学期間の短縮にあたっては、公正性・厳格性を担保するため、学

生に対してあらかじめ明示した基準・方法に基づきこれを行う必要がある。また、授与する学位には、公共政策系分野の特性や教育内容に合致する名称を付すことが求められる。

<評価の視点>

- 2-6：授業科目の特徴、内容、履修形態、その履修のために要する学生の学習時間（教室外の準備学習・復習を含む。）等を考慮し、法令上の規定に則して、単位を設定していること。（「大学」第21条、第22条、第23条）〔L群〕
- 2-7：各年次にわたって授業科目をバランスよく履修させるため、学生が1年間又は1学期に履修登録することができる単位数の上限を設定していること。（「専門職」第12条）〔L群〕
- 2-8：学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位又は当該公共政策系専門職大学院に入学前に修得した単位を、当該公共政策系専門職大学院で修得した単位として認定する場合、法令上の規定に則して、当該公共政策系専門職大学院の教育水準・教育課程との一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行っていること。（「専門職」第13条、第14条）〔L群〕
- 2-9：課程の修了認定に必要な在学期間・修得単位数を法令上の規定に則して適切に設定していること。（「専門職」第2条第2項、第3条、第15条）〔L群〕
- 2-10：課程の修了認定の基準・方法を学生に対して明示していること。（「専門職」第10条第2項）〔L群〕
- 2-11：在学期間の短縮を行っている場合、法令上の規定に則して設定していること。また、その場合、固有の目的に照らして十分な成果が得られるよう配慮していること。（「専門職」第16条）〔L群〕
- 2-12：在学期間の短縮を行っている場合、その基準・方法を学生に対して学則等を通じてあらかじめ明示していること。また、明示した基準・方法を、公正かつ厳格に運用していること。〔F群〕
- 2-13：授与する学位には、公共政策系分野の特性や当該公共政策系専門職大学院の教育内容に合致するふさわしい名称を付していること。（「学位規則」第5条の2、第10条）〔F群、L群〕

<現状の説明>

本専攻は4学期制を取っており、授業は、S1ターム（4月～6月）のS1科目、S2ターム（6月～7月）のS2科目及びS1とS2のタームを合わせた（4月～7月：夏学期）のS1S2科目並びにA1ターム（9月～11月）のA1科目、A2ターム（11月～1月）のA2科目及びA1とA2のタームを合わせた（9月～1月：秋学期又は冬学期）のA1A2科目として行っている。講義については、原則として105分授業×7回の授業をもって1単位（105分×13回で2単位）、演習については、原則として105分授業×13回の授業をもって1単位としている。1コマ105分授業×13回は、1,365分に相当し、1コマ90分授業×15回の1,350分を上回り、15週を期間として授業を行う場合と同等以上の授業時間数を確保していることから、大学院設置基準等の法令に合致している。（評価の視点2-6）

本専攻では、公共政策学教育部規則第11条第2項において、学生が1年間に履修登録できる単位数の上限を38単位と規定することにより、各々の授業科目について十分な学習が行われるように配慮している（添付資料1-1）。（評価の視点2-7）

東京大学大学院公共政策学教育部規則（抜粋）

（履修科目登録）

第11条（略）

2 学生は、1年間に38単位を超えて履修科目を登録することができない。

公共政策学教育部規則第 9 条において、学生が国内の他の大学院において履修した授業科目の単位について、本専攻が教育上必要と認めるときは、教育会議の議を経て、修了要件として定める 46 単位の 2 分の 1 を超えない範囲内（23 単位）で、本専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができると規定している。また、同条第 2 項では、外国の大学院の科目を取得した場合の準用規定も定めている。さらに、同規則第 10 条において、学生が申し出た場合には、教育会議の議を経て、入学前に他の大学院において修得した単位を、国内の他の大学院及び国外の大学院において修得した単位のうち修了要件への算入を認めた単位と合わせて修了要件の 2 分の 1 を超えない範囲（23 単位）において、本専攻における授業科目の履修単位とみなすことができると定めている。このような単位認定（単位の振替）を行う場合は、本専攻で開講している授業科目の担当教員が、履修した授業科目の内容と本専攻の開講授業科目の内容とを照らし合わせその一体性を精査した後、運営会議を経て、教育会議において審議して認定を行っている（添付資料 1-1）。（評価の視点 2-8）

東京大学大学院公共政策学教育部規則（抜粋）

（他の大学の大学院における授業科目の履修等）

第 9 条 本教育部が、教育上必要と認めるときは、教育会議の議を経て、学生が国内の他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、第 4 条第 1 項で修了要件として定める単位数の 2 分の 1 を超えない範囲内で、本教育部専門職学位課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、休学期間中に外国の大学院において単位を取得する場合及び外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

（入学前の既修単位等の認定）

第 10 条 学生が申し出た場合には、教育会議の議を経て、入学前に本教育部又は他の大学の大学院において修得した単位を本専門職学位課程における授業科目の履修単位とみなすことができる。ただし、前条第 1 項及び第 2 項で算入を認めた単位数と合わせて、第 4 条第 1 項で修了要件として定める単位数の 2 分の 1 を超えないものとする。

東京大学大学院公共政策学連携研究部・公共政策学教育部管理運営規程（抜粋）

（教育会議）

第 4 条 （略）

2 公共政策学専攻教育会議は、専門職学位課程に係る次の事項について審議する。

- (1) 教育課程の編成及び授業担当に関する事項
- (2) 学生の入学及び試験に関する事項
- (3) 学生の身分に関する事項
- (4) 研究論文及びリサーチペーパーの審査に関する事項
- (5) その他公共政策学専攻の教育に関する事項

公共政策学教育部規則第 4 条 1 項において、本教育部専門職学位課程を修了するためには、2 年以上在学し、所要科目を履修して、46 単位以上修得しなければならないと定めている。また、各コースの修了要件を定めている（添付資料 1-1、2-3）。（評価の視点 2-9）

東京大学大学院公共政策学教育部規則（抜粋）

（修了要件）

第4条 本教育部専門職学位課程を修了するためには、2年以上在学し、所要科目を履修して、46単位以上修得しなければならない。

修了要件は、公共政策学教育部規則を大学院便覧に掲載しており、かつ、授業内容概略にコースごとの詳細を分かり易く掲載している（添付資料 1-1、2-2）。また、入学時のオリエンテーションや日常の履修指導を通じて学生に説明することで、十分な周知を行っている。（評価の視点 2-10）

在学期間に関しては、東京大学大学院専門職学位課程規則第6条の在学期間の短縮に関する規定のもと、公共政策学教育部規則第4条第2項において、上述の同規則第10条の規定により、本専攻に入学する前に他の大学院で修得した単位を、本専攻において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本専攻の課程の一部を履修したと、教育会議の議を経て認められるときは、当該単位の修得に要した期間等を勘案して、1年を超えない範囲で本専攻に在学したものとみなすことができる旨を規定している。なお、入学前の既修単位の認定により1年を超えない範囲で在学したものとみなす第4条第2項の適用は、ダブル・ディグリーの学生に限られており、受験生及び学生には入試説明会や入学後のガイダンス等を通じて在学期間を含めたダブル・ディグリー制度の説明を行っている。（評価の視点 2-11、2-12）

東京大学大学院専門職学位課程規則（抜粋）

（在学期間の短縮）

第6条 研究科等は、前条又は第21条の規定にかかわらず、第14条第1項又は第24条の規定により当該専門職学位課程に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該専門職学位課程において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該専門職学位課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、当該専門職学位課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で研究科等が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該専門職学位課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

東京大学大学院公共政策学教育部規則（抜粋）

（修了要件）

第4条 （略）

2 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、第10条の規定により、本専門職学位課程に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本専門職学位課程において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本専門職学位課程の一部を履修したと教育会議の議を経て、本教育部が認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で本専門職学位課程に在学したものとみなすことができる。

本専攻の教育研究上の目的である、「国際的視野のもとで現代社会の直面する課題を発見し、課題の解決に必要となる政策と制度を構想する力をもった、時代の要請に応える政策実務家を育成すること」に対応した教育課程を修了した者には、東京大学学位規則第3条及び公共政策学教育部規則第16条により、「公共政策学修士(専門職)」の学位を授与することを定めており、教育内容に合致した適

切な名称となっている（添付資料 1-1）。（評価の視点 2-13）

東京大学学位規則（抜粋）

（専攻分野の名称及び専門職学位の種類）

第 3 条 （略）

- 2 専門職学位の種類及び学位に付記する専攻分野の名称は、研究科又は教育部ごとに次のとおりとする。
公共政策学教育部 公共政策学修士(専門職)

東京大学大学院公共政策学教育部規則（抜粋）

（学位の授与）

第 16 条 専門職学位課程規則第 5 条及び本規則の定める修了要件を満たした者には、公共政策学修士(専門職)の学位を授与する。

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：東京大学大学院便覧（公共政策学教育部）平成 29 年度（58 頁、公共・2,3 頁）
- ・添付資料 2-3：コースごとに履修しなければならない授業科目についての規則
- ・添付資料 2-2：2017 年度授業内容概略（2～11 頁）

(2) 教育方法

項目5：履修指導、学習相談

各公共政策系専門職大学院は、入学前における学生の経験や修得知識の多様性を踏まえた履修指導体制を整備するとともに、修了後の学生のキャリアを見据え、学生の学習意欲を一層促進する適切な履修指導、学習相談を行うことが必要である。また、インターンシップ等を実施する場合には、守秘義務に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行うことが必要である。そのうえで、履修指導、学習相談には、固有の目的に即した特色ある取組みを行うことが望ましい。

<評価の視点>

2-14：学生に対する履修指導、学習相談を学生の多様性（学修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行っていること。〔F群〕

2-15：インターンシップ等を実施する場合、守秘義務に関する仕組みを規程等で明文化し、かつ、適切な指導を行っていること。〔F群〕

2-16：履修指導、学習相談には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

入学時のガイダンスにおいて、学務担当事務から履修についての方法、注意点等を説明している。また、所属しているコースごとに担当教員を置き、個々の学生からの履修方法・計画についての相談に対し、学生のバックグラウンドや将来のキャリア形成に応じたアドバイスを行っている（添付資料2-6）。留学生に対しては、ガイダンス、履修指導をすべて英語によって行っている。その他、国際機関出身の日本人を国際プログラムコース及びキャンパスアジアコースのコーディネーターの特任教員として採用し、英語による履修に関するアドバイス等を行っている。このように、日本語の知識がない学生に対しても情報量に差が出ないように工夫している。（評価の視点2-14）

本専攻の学生がインターンシップを行う場合には、公共政策大学院が定める「インターンシップ実施に関する要領」により、インターンシップの実施に際し派遣される学生に対して、守秘義務の遵守等の行動について、あらかじめ注意を促している（添付資料2-7）。また、実施機関が覚書等の締結を求めている場合には、その内容を検討し、必要な対応を行っている。例年一番多くの学生が参加している震ヶ関インターンシップについて、総務省と取り交わしている覚書には秘密保持の項目が規定され、参加する学生には秘密保持を含む誓約書を提出させている。（評価の視点2-15）

なお、本専攻の国際化を進めるために、留学生への履修指導や学習相談には従来から力を入れてきているが、国際プログラムコースにおけるコーディネーターを特任教員として雇用まで行っていることは、特筆すべき点として挙げておく。（評価の視点2-16）

<根拠資料>

- ・添付資料2-6：平成29年度コース担当教員について
- ・添付資料2-7：インターンシップ実施に関する要領

項目6：授業の方法等

各公共政策系専門職大学院は、理論と実務の架橋を図る教育方法を導入することが必要である。また、教育効果を十分に上げるため、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮した適当

な学生数で授業を実施しなければならない。さらに、事例研究、現地調査又は質疑応答や討論による双方向・多方向の授業等、個々の授業の履修形態に応じて最も効果的な授業方法を採用することが必要である。くわえて、多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合、又は通信教育によって授業を行う場合には、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目をその対象としなければならない。そのうえで、教育方法には、固有の目的に即して、特色ある取組みを行うことが望ましい。

<評価の視点>

2-17：1つの授業科目について同時に授業を受ける学生数は、授業の方法、施設・設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる適当な人数となっていること。（「専門職」第7条）〔L群〕

2-18：実践教育を充実させるため、講義に加えて、討論、演習、グループ学習、ケーススタディ、フィールドスタディ、インターンシップ等、適切な教育手法や授業形態を採用していること。（「専門職」第8条第1項）〔F群、L群〕

2-19：多様なメディアを利用して遠隔授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。（「専門職」第8条第2項）〔L群〕

2-20：通信教育によって授業を行う場合は、これによって教育効果が十分に期待できる授業科目を対象としていること。（「専門職」第9条）〔L群〕

2-21：授業方法には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

1つの授業科目で同時に受講する学生数に関して、2017（平成29）年度夏学期における実践科目は平均13.9人（最大29人）、事例研究は平均9.6人（最大20人）のクラスサイズで実施しているため、相互コミュニケーションがとりやすい適切な規模を確保している。（評価の視点2-17）

授業の方法としては、講義形式だけでなく、実践科目においては、実務家教員等による政策実務に密接に関連した授業を行い、実務経験を学べるようにしている。事例研究においては、具体的な事例を題材としたケースメソッド方式により授業を行っている。その他、知識の習得と同時に、積極的に討論を行うことにより、コミュニケーション能力を向上させる授業科目（「Social Design and Global Leadership」（実践科目）等）も開講している。また、留学生が履修する英語による授業科目においては様々な手法を駆使しているが、例えば「Contemporary Chinese Diplomacy」は、グループディスカッション、口頭でのプレゼンテーション、政策ペーパーの公表などにより実践的な授業を行っている。（評価の視点2-18）

なお、多様なメディアを利用した遠隔授業（評価の視点2-19）及び通信教育による授業（評価の視点2-20）は、いずれも実施していない。

政策形成力を養うためには、理論を現実問題へ応用する力を身に付ける必要があるが、そのための授業方法の特色として、幅広い事例研究の実施が挙げられる。多くの事例研究では、経済、政治、外交の現実的課題について、学生はグループワークを行い、現実の制度、実証的データを踏まえたうえで、政策提言を含むレポートを書くことが要求される。また、グループワークにより自主的な研究への取り組み、グループとしての協同的な作業を行う訓練にもなっている。最終レポートに向けた報告や相互チェックの過程で、発表方法などの学習も進めることになる。なお、これまでに授業科目によっては、授業間の横断的な合同発表会を行うことで、お互いに切磋琢磨することを奨励している。さらに、事例研究等を基礎として、学生がリサーチペーパーを執筆することも奨励している。理論的分析を一層深めたい学生に関しては、研究論文執筆の機会も提供している。これらの取組については、

「リサーチペーパー」、「研究論文」として授業科目を設置しており、該当のリサーチペーパー、研究論文を提出し、審査に合格した学生には、それぞれの単位を付与している（添付資料 2-8）。（評価の視点 2-21）

<根拠資料>

- ・添付資料 2-8：学務システム（2017（平成 29）年 6 月に UT-mate から UTAS に変更）シラバス・授業情報（事例研究、リサーチペーパー、研究論文）

項目 7：授業計画、シラバス

各公共政策系専門職大学院は、学生の履修に配慮した授業時間帯や時間割等を設定することが必要である。また、シラバスには、毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等を明示し、授業はシラバスに従って適切に実施することが求められる。ただし、シラバスの内容を変更した場合は、その旨を適切な方法で学生に対して明示する必要がある。

<評価の視点>

2-22：授業時間帯や時間割等を学生の履修に配慮して設定していること。〔F 群〕

2-23：毎回の授業の具体的な内容・方法、使用教材、履修要件、年間の授業計画等をシラバスに明示すること。
（「専門職」第10条第1項）〔F 群、L 群〕

2-24：授業をシラバスに従って実施していること。ただし、シラバスの内容を変更した場合は、その旨を適切な方法で学生に対して明示していること。〔F 群〕

<現状の説明>

本専攻の 2017（平成 29）年度の授業時間割表は添付資料 2-9 のとおりだが、経済系の分野の授業科目については、必修の科目が多いため、毎年のカリキュラムで時間割を作成する際には、学生の履修に配慮して、必修科目が同一時間帯で重複することがないように調整を行っている。また、法律系、政治系、経済系のカリキュラム委員により確認された時間割は、運営会議を経て、教育会議の審議により決定している。（評価の視点 2-22）

シラバスに関しては、全学のガイドラインにより、明示する項目として、授業の目標・概要、授業のキーワード、授業計画、授業の方法、成績評価方法、教科書、参考書、履修上の注意等が定められウェブから学務システムに入力することにより明示している（添付資料 2-10）。なお、事務担当から作成依頼を行う際に、授業科目により記載事項に差が出ないようにメールで周知を図っている。さらに、記載内容が十分ではない教員に対しては、教育部長の確認のもと個別に加筆等の対応を行うよう求めている。このようにして作成されたシラバスは、学務システムから閲覧でき、冊子で配布する授業内容概略と併せて、学生の適切な履修登録、計画的な学習のために活用できるようにしている（添付資料 2-8）。また、全学の取組として検索機能を備えた授業カタログが東京大学のホームページに公開されており、本専攻の全ての授業科目についても即時に調べることができることから、学生の履修における利便性を高めるツールとなっている（添付資料 2-11）。（評価の視点 2-23）

履修登録にあたっては、授業開始から約 2 週間程度の期間があるので、それまで学生はどの授業科目を履修するかについては、基本的にシラバスや授業内容概略によって確認している。シラバス及び授業内容概略が参考になったかについては、学生の授業評価アンケートにおいて確認しており、2017（平成 29）年度夏学期でのアンケート結果からは、約 9 割近く（88.4%）の学生が参考になったと回

答していることから、本専攻全体としては概ねシラバスに従って授業が実施されているものと考えることができる。また、シラバスの内容を変更した場合は、基本的に当該授業において文書もしくは口頭により学生に周知を行い、学務システムにおいては、随時最新の内容を学生に公表することが可能となっている。（評価の視点 2-24）

学生の授業評価アンケート 2017（平成 29）年度夏学期集計結果（抜粋）

公共政策大学院'17 夏学期授業アンケート集計結果							
（ 1=全くそう思わない、2=そうは思わない、3=どちらとも言えない、4=そう思う、5=強くそう思う ）							
問9 授業内容概略及びシラバスは参考になった。							
選択肢	1	2	3	4	5	無回答	不明
回答	1.0%	1.9%	8.2%	33.8%	54.6%	0.5%	-

<根拠資料>

- ・添付資料 2-9 : Class Schedule of Graduate School of Public Policy for S1S2, AY 2017、Class Schedule of Graduate School of Public Policy for A1A2, AY 2017
- ・添付資料 2-10 : シラバス作成のためのガイドライン
- ・添付資料 2-8 : 学務システム（2017（平成 29）年 6 月に UT-mate から UTAS に変更）シラバス・授業情報
- ・添付資料 2-11 : 東京大学ホームページ_教育情報の公表_授業カタログ
<http://catalog.he.u-tokyo.ac.jp/>

項目 8 : 成績評価

各公共政策系専門職大学院は、専門職学位課程の水準を維持するため、成績評価の基準・方法を設定し、シラバス等を通じて学生にあらかじめ明示することが必要である。また、実際の成績評価においては、明示した基準・方法に基づいて公正かつ厳格に実施することが求められる。さらに、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを導入することが必要である。

<評価の視点>

- 2-25 : 成績評価の基準・方法を策定し、かつ、学生に対し明示していること。（「専門職」第 10 条第 2 項）〔F 群、L 群〕
- 2-26 : 学生に対して明示した基準・方法に基づいて成績評価を公正かつ厳格に行っていること。（「専門職」第 10 条第 2 項）〔F 群、L 群〕
- 2-27 : 成績評価において、評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問い合わせ等に対応する仕組みを導入していること。〔F 群〕

<現状の説明>

成績評価に関しては、公共政策学専攻成績評価規則（添付資料 2-12）により A+、A、B、C、F の 5 段階で評価することを規定し、成績評価の基準及び方法については、公共政策大学院ホームページの在校生用掲示板に掲載することにより、学生に明示している。（評価の視点 2-25）

また、成績評価に関しては、A+とAの割合は当該授業の履修者全体の概ね30%を上限の目安とすることを定めていたが、少人数の講義や演習等については、成績を分散させる相対的な評価が必ずしも適正とは限らないことから、2016（平成28）年7月に成績評価規則の一部改正を行い、A+の割合を履修者全体の概ね10%を上限の目安とするとともに、A+とAの割合の概ね30%について履修者が15名以下の場合又は筆記試験を行わない場合においては、成績評価割合の上限を適用しないことを明確にした。規則改正後は、実際に規定の上限を超えていないかを、成績が提出された際に事務関係者で確認し、教育部長又は専攻長の確認のもと、2016（平成28）年度秋学期から教育部長名又は専攻長名で成績分布の遵守に関して注意を促し、成績採点者を含めて成績評価規則を厳格に運用することにより、公正な成績評価を実現している。なお、2017（平成29）年度夏学期における成績評価規則適用科目の本専攻全体の成績分布の平均からは、成績評価基準は概ね守られている。（評価の視点2-26）

2017（平成29）年度夏学期の成績評価規則適用科目の成績分布の状況

	A+	A	B	C	F
履修者が16名以上で筆記試験を行わない科目全体の成績分布の平均	7.8%	24.4%	37.6%	22.7%	7.5%
	32.2%				

また、成績評価規則第4条に基づき「成績に関する説明について」（添付資料2-13）を定め、成績に対して学生が説明を求める場合には、書面又は面談によって説明することを教員に対して義務づけ、成績評価の正確性を保つとともに、学生に対するアカウントビリティーを果たす機会を確保している。（評価の視点2-27）

<根拠資料>

- ・添付資料2-12：公共政策学専攻成績評価規則
- ・添付資料2-13：成績に関する説明について

項目9：改善のための組織的な研修等

各公共政策系専門職大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修・研究を実施することが必要である。また、公共政策系専門職大学院の教育水準の維持・向上を図るために、教員の教育上の指導能力の向上、特に、研究者教員の実務上の知見の充実及び実務家教員の教育上の指導能力の向上に努めることが重要である。さらに、授業の内容及び方法の改善を図るためには、学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表することが必要である。くわえて、その結果を利用して、教育の改善につなげる仕組みを整備し、こうした仕組みが当該公共政策系専門職大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していることが必要である。そのうえで、教育方法の改善には、固有の目的に即して、特色ある取組みを行うことが望ましい。

<評価の視点>

2-28：授業の内容及び方法の改善を図るために、組織的な研修及び研究を実施すること。（「専門職」第11条）

〔F群、L群〕

2-29：教員の教育上の指導能力の向上、特に、研究者教員の実務上の知見の充実及び実務家教員の教育上の指導能力の向上に努めること。〔F群〕

2-30：学生による授業評価を組織的に実施し、その結果を公表していること。また、その結果を利用して教育の改善につなげる仕組みを整備していること。さらに、こうした仕組みが、当該大学院内の関係者間で適切に共有され、教育の改善に有効に機能していること。〔F群〕

2-31：教育方法の改善には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

本専攻における授業内容や授業方法の改善に関しては、教育部長主導の下、新任教員へのレクチャー等に取り組むこととして、2016（平成28）年8月以降の着任者から組織的に対応している。具体的には教育経験豊富な前任教員や学生の授業評価により **teaching award** に選ばれた教員からティーチングに関する工夫や悩みに関して話しを聞くことができるFDミーティングを行っている（添付資料 2-14）。新任教員はこのような教育力向上の活動を通じて、本専攻の授業方法等を確認して、例えば授業を他の教員と分担する場合には、教科書を含めた授業内容の細かい調整等を行い、教員同士の話し合いを重ねて授業の質を高めることに繋げている。また、運営会議構成委員の教員の授業に関しては新任教員に対して公開していることを周知し、教授経験の少ない実務家教員においては分野の近い教員の授業を参観し、自身の授業方法等の向上に役立てている（添付資料 2-15）。さらに、全学で開催されているFDセミナー等に参加することを専攻として推奨し、授業の構成やシラバスの作成についても質の向上を図るようにしている（添付資料 2-16）。なお、2017（平成29）年度については、公共政策大学院のFD・SD研修会を学生相談ネットワーク本部と連携して実施し、学生対応に関する困難事例を題材とした研修会を開催した。（評価の視点 2-28）

実務家教員や実務経験を有する特任教員は基本的に任期があるため、教育上の指導能力は新任教員に対する上記の取組により向上を図ることができるが、その他にも本専攻では実務と連携した授業科目が多くあり、事例研究については、共同授業として研究者教員と実務家教員がペアとなって提供している科目がある。もともとは、理論と実務の関連を学生が理解しやすいようにするための措置であったが、教員においても共同で授業を実施することにより、研究者教員の実務上の知見の充実と実務家教員の教育上の指導能力を高めることに繋がっている。また、既述のとおり、本専攻には寄付講座が複数設置されている。各寄付講座には運営委員会を設置しており、同委員会に研究者教員が参画することにより、社会と連携している寄付講座の運営を通じて、実務的な知見を深めることを可能にしている。（評価の視点 2-29）

全ての授業科目において、学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を公共政策大学院のホームページの在校生用掲示板で公表している（添付資料 2-17）。アンケートは、教育会議の下に設置している教育方法助言委員会（添付資料 2-15）が策定し、各学期の授業最終日に全ての受講学生に配布し、その場で回収している。アンケート内容は、17の質問事項及び自由記入欄を設けており、学生から当該授業科目に対する感想や要望を積極的に記入させている。これらの授業評価アンケートの結果は、教育方法助言委員会の下で各評価項目の全体の平均と各教員の評価を示したものと、学生からの授業に対する具体的感想等を記したものにまとめられ、各教員へフィードバックしている。各教員は、その結果を授業改善に資する情報として活用している。また、運営委員会においては、教員が授業改善を行った事例等を報告し、各自の教育方法に活用できるように改善を図った。なお、国際プログラムコース（MPP/IP）では修了生全員に対してインタビューを実施し、2年間の本専攻における勉強経験についてのヒアリングを行っている。このインタビューは第1期生から継続的に行っておりその評価結果をカリキュラムの編成・改善に生かしている。（評価の視点 2-30、2-31）

<根拠資料>

- ・添付資料 2-14：公共政策大学院 FD ミーティング
- ・添付資料 2-15：公共政策学教育部教育向上体制規則
- ・添付資料 2-16：全学 FD セミナー
- ・添付資料 2-17：授業アンケート集計結果 2016（平成 28）年度夏学期、冬学期

(3) 成果

項目 10：修了生の進路状況の把握・公表、教育効果の評価の活用

各公共政策系専門職大学院は、修了者の進路等を把握し、この情報を学内や社会に対して公表することが必要である。また、学位の授与状況、修了者の進路状況等を踏まえ、固有の目的に即して教育効果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用することが必要である。

<評価の視点>

2-32：修了者の進路状況等を把握し、この情報を学内や社会に対して公表していること。（「学教法施規」第172条の2）〔F群、L群〕

2-33：固有の目的に即して教育効果を評価し、その結果を教育内容・方法の改善に活用していること。〔F群〕

<現状の説明>

各年度における修了者の進路は、定期的に把握しており、国家公務員等官公庁への就職者が一番多い。国家公務員等への就職者数は、毎年 30 名前後（就職者数の約 40%）と最も多く、公務員をはじめとする政策の形成、実施、評価の専門家を養成するという本専攻の目的のための教育成果が上がっていると判断することができる。進路については、修了時にアンケート調査を実施し、就職先、業種を書かせることにより把握し、大きく業種ごとに分けたものを公共政策大学院のホームページで公表している（添付資料 2-18）。（評価の視点 2-32）

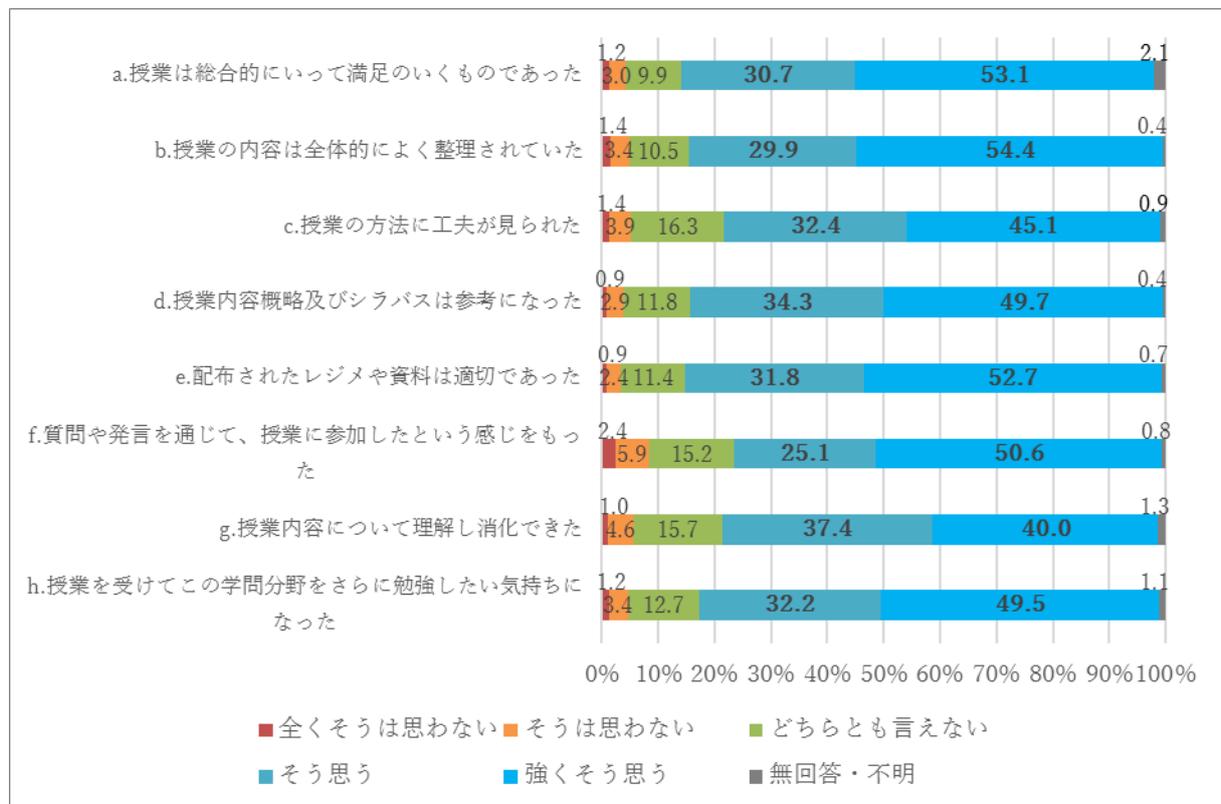
修了者の進路の状況

		2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
就職 (復職者 含む)	官公庁	24	24	20	29	23
	外国の官公庁	9	7	7	9	6
	金融・保険	11	17	16	14	18
	コンサルタント	12	12	13	17	16
	IT・メディア	7	8	4	3	7
	製造業	3	8	4	8	3
	その他	18	20	15	12	19
	小計	94	96	79	103	92
進 学		3	5	8	8	9
その他		13	15	25	22	16
合 計		110	116	112	133	117

2014（平成 26）年度～2017（平成 29）年度夏学期の授業アンケートの学生の回答結果の平均では、「b.授業の内容は全体的によく整理されていた」との回答が、84.3%（「強くそう思う」54.4%と「そう思う」29.9%を合わせた回答）、「d.授業内容概略及びシラバスは参考になった」が 84.0%（「強くそう思う」49.7%と「そう思う」34.3%を合わせた回答）、「e.配布されたレジメや資料は適切であった」が 84.5%（「強くそう思う」52.7%と「そう思う」31.8%を合わせた回答）、「h.授業を受けてこの学問分野をさらに勉強したい気持ちになった」が 81.7%（「強くそう思う」49.5%と「そう思う」32.2%を合わせた回答）であり、8 割を超える学生が良好に評価している。また、「c.授業の方法に工

夫が見られた」が 77.5%（「強くそう思う」 45.1%と「そう思う」 32.4%を合わせた回答）、「f.質問や発言を通じて、授業に参加したという感じをもった」 75.7%（「強くそう思う」 50.6%と「そう思う」 25.1%を合わせた回答）、「g.授業内容について理解し消化できた」 77.4%（「強くそう思う」 40.0%と「そう思う」 37.4%を合わせた回答）であり、これらの項目に関しても、7割後半の学生は肯定的な回答をしている。さらに、「a.授業は総合的にいって満足のいくものであった」との回答は、83.8%（「強くそう思う」 53.1%と「そう思う」 30.7%を合わせた回答）であり、本専攻が提供している教育について概ね学生は満足しており、授業に対する評価は高いことから、一定の教育の成果は上がっているものと考えられる。（評価の視点 2-33）

授業アンケートによる学生の満足度（2014年度～2017年度夏学期）



授業アンケートによる学生の満足度の年度別内訳

主な質問項目	2014年度 (回答数 1,870)		2015年度 (回答数 1,796)		2016年度 (回答数 2,003)		2017年度(夏) (回答数 938)	
	そう思 う	強くそ う思 う	そう思 う	強くそ う思 う	そう思 う	強くそ う思 う	そう思 う	強くそ う思 う
授業は総合的にいって満足のいくものであった。	31.3%	50.9%	31.1%	51.5%	30.9%	52.8%	29.6%	57.1%
授業の内容は全体的によく整理されていた。	30.0%	51.8%	32.0%	51.2%	29.2%	55.7%	28.5%	59.1%
授業の方法に工夫が見られた。	30.4%	44.5%	31.9%	43.7%	34.1%	43.7%	33.4%	48.6%
授業内容概略及びシラバスは参考になった。	33.7%	48.1%	35.1%	46.2%	34.8%	49.8%	33.8%	54.6%
配布されたレジメや資料は適切であった。	31.9%	50.9%	33.3%	50.0%	31.1%	54.3%	31.1%	55.7%

質問や発言を通じて、授業に参加したという感じをもった。	24.7%	49.3%	25.8%	47.4%	26.2%	51.5%	23.8%	54.4%
授業内容について理解し消化できた。	38.0%	39.3%	40.0%	37.2%	36.2%	39.6%	35.4%	43.9%
授業を受けてこの学問分野をさらに勉強したい気持ちになった。	34.8%	45.0%	32.0%	48.8%	30.8%	50.1%	31.0%	54.3%

<根拠資料>

- ・添付資料 2-18：東京大学公共政策大学院ホームページ_2016年度修了者の進路について
<http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/en/news/2017-06-09-10471/>

【2 教育内容・方法・成果の点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

本専攻では、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定め、体系的なカリキュラムを多様な教育方法による授業科目を通じて展開し、国際的な視野を広めるために必要な英語による授業科目の提供を年々強化している。授業内容、授業計画、成績評価の基準に関しては、学生に対して明示し、学生による授業評価アンケートは、全ての授業科目において実施し、授業改善に資する情報として活用している。修了生の進路については、国家公務員等への就職者が最も多いことから、公務員をはじめとする政策の形成、実施、評価の専門家を養成することの役割を果たしている。また、改善のための組織的な研修（FD）については、教育部長主導の下、新任教員に対する教育力向上のためのFD活動に組織的に取り組み、FDミーティング、授業参観、全学FDセミナーへの参加等を通じて、教育上の指導能力の向上を図っている。

なお、学生による授業評価アンケートに関しては、日本語科目、英語科目のそれぞれに対応するよう日英で全ての科目に対して実施し、アンケート結果は各評価項目の全体の平均と各教員の評価を示したものと、学生からの具体的な感想等を記したものにまとめて各教員に通知しているが、フィードバックが授業担当の教員個人までのため、授業改善の参考となる共通的な情報の教員間での共有が十分ではない点が課題である。また、固有の目的に即した教育の成果に関しては、授業科目に対する学生の満足度からは一定の成果は上がっているが、学業の成果とキャリアとの関連性の把握については課題と考えている。

(2) 改善のためのプラン

授業評価アンケートについては、国際プログラムコースの学生が修了する際に実施しているインタビュー結果を、運営会議において情報共有している方法を参考にして、アンケートの自由回答欄を中心に、各教員の授業改善の参考となるグッドプラクティス事例の概要等を作成し、運営会議等の会議体を通じて情報共有を行う。また、固有の目的に即した教育成果に関して、授業科目の学生の評価とキャリアとの関連性等について調査することを検討し、教育の向上に資するような取組を行う。

3 教員・教員組織

項目 11：専任教員数、構成等

各公共政策系専門職大学院は、基本的な使命 (mission)、固有の目的を実現することができるよう、適切な教員組織を編制しなければならない。そのためには、専任教員数、専任教員としての能力等についての関連法令を遵守しなければならない。また、専門職大学院には、理論と実務の架橋教育が求められていることに留意して、適切に教員を配置することが必要である。その際、教員構成の多様性にも考慮することが望ましい。

<評価の視点>

3-1：専任教員数に関して、法令上の基準を遵守していること。（「告示第53号」第1条第1項）〔F群、L群〕

3-2：専任教員は、1専攻に限り専任教員として取り扱われていること。（「専門職」第5条第2項、「告示第53号」第1条第5項。）〔L群〕

3-3：法令上必要とされる専任教員数の半数以上は、原則として教授で構成されていること。（「告示第53号」第1条第6項）〔L群〕

3-4：専任教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力を備えていること。

1 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者

2 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者

3 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

（「専門職」第5条）〔F群、L群〕

3-5：専任教員のうち実務家教員は、5年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務能力を有する教員であること。（「告示第53号」第2条第1項）〔L群〕

3-6：専任教員に占める実務家教員の割合は、公共政策系分野で必要とされる専任教員数のおおむね3割以上であること。（「告示第53号」第2条第1項、第2項）〔L群〕

3-7：公共政策系分野の特性に応じた基本的な科目、実務の基礎・技能を学ぶ科目、基礎知識を展開・発展させる科目について専任教員を中心に配置していること。また、当該分野において理論性を重視する科目及び実践性を重視する科目にそれぞれ適切な教員を配置していること。〔F群〕

3-8：教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任の教授又は准教授を配置していること。また、兼担・兼任教員が担当する場合、その教員配置は、基準・手続によって行われていること。〔F群〕

3-9：専任教員構成では、年齢のバランスに配慮していること。（「大学院」第8条第5項）〔L群〕

3-10：教員構成では、職業経歴、国際経験、性別等の多様性をどのように考慮しているか。〔A群〕

<現状の説明>

公共政策学専攻における、専任教員数の法令上の基準は、

法学系の修士課程の研究指導教員(5名)の1.5倍=7.5→7名 ①

法学系の修士課程の研究指導補助教員数=5名 ②

学生の収容定員(110名×2年)÷教員一人あたりの担当学生数(修士課程20名×3/4=15名)
=14.67→15名 ③

であり、①+②または③より算出される人数のいずれか、多い方を基準値とすることになる。これにより、本専攻の基準は15名となる。

本専攻の2017(平成29)年度の専任教員は23名(うち実務家教員5名、実務家・みなし専任教員2名)で、この人数は、公共政策分野の専門職大学院における専任教員の必置数に定められている基準(15名以上)を満たしている。なお、専任教員23名のうち、16名は博士後期課程との兼担である。また教授の数(19名)についても、法令上必要とされる専任教員数の半数(8名)以上を満たしている。(評価の視点3-1、3-2、3-3)

専任教員の選考にあたっては、法学政治学研究科又は経済学研究科に推薦を依頼し、推薦のあった候補者については、教授会の下に設置された人事委員会において、研究・教育実績、人物、指導力等を面接において審査し、教授会の承認を得て候補者として選考している。実務家専任教員については、教授会に選考委員会を置き、研究実績、人物、指導力に加え高度な実務実績を有しているか調査を行い、結果を教授会に報告している。さらに、教授会においては、担当授業科目への適合性、教育効果を慎重に考慮したうえで、審議して候補者として選考している。(評価の視点3-4)

実務家教員の選考にあたっては、中央省庁等において5年以上の実務経験を有する者について、教授会の下に設置された人事委員会の審査において面接を行うことにより、高度の実務能力を有するものと判断された者を、運営会議を経て、教授会において審議し、候補者として選考している。また、実務家教員を7名配置しているが、公共政策分野の専門職大学院における専任教員の必置数に定められている基準(15名)により求められる実務家教員の数は5名であるため、設置基準を満たしている。(評価の視点3-5、3-6)

本専攻における、基幹科目、展開科目、実践科目、事例研究における専任教員と専任教員以外の担当科目数は、次の「専任教員等の授業科目の担当状況」のとおりである。また、基幹科目及び展開科目における実践的な科目(36科目)と実践科目(23科目)については、実務家教員又は実務経験のある教員等が担当し、基幹科目及び展開科目において理論性を重視する科目については、研究者教員が担当することとしている。(評価の視点3-7)

専任教員等の授業科目の担当状況(2017(平成29)年度)

	基幹科目	展開科目	実践科目	事例研究
専任教員等(法学政治学、経済学所属教員含む)	55	73	5	33
特任教員等	5	15	3	17
学内他部局教員	3	11	8	9
非常勤講師	10	22	8	6
計	73	121	23	65

政策の作成、執行、評価に関する基礎的な知識を身につけることを目的とした基幹科目の全73授業科目における本専攻の専任教員、本学法学政治学研究科又は経済学研究科に所属する教授・准教授・講師とその他の教員の担当状況は、次の「基幹科目担当教員の職位等の内訳」のとおり。非常勤講師によって担当されている授業科目は10科目であり、教育上のコアにあたる授業科目については、専任教員等の教授・准教授が主に担当している。また、兼担・兼任教員に関しては、関係教員の申し出により、研究部長が発議し、教育会議の議を経ることが定められている(添付資料3-1)。(評価の視点

3-8)

基幹科目担当教員の職位等の内訳（2017（平成29）年度）

	専任教員等（法学政治学、経済学所属教員含む）	特任教員等	学内他部局教員	非常勤講師
教授	45名	1名	3名	10名
准教授	9名	—	—	
講師	1名	4名	—	

専任教員の構成は、特定の年齢層に著しく偏ることなく、50歳未満39%、50歳以上-55歳未満35%、55歳以上60歳未満13%、60歳以上13%となっており、40代～50代前半を中心にしながら、年齢層のバランスに配慮している構成となっている。（評価の視点3-9）

専任教員の年齢構成（2017（平成29）年5月1日現在）

	50歳未満	50-55歳未満	55-60歳未満	60歳以上	計
専任教員数	9名	8名	3名	3名	23名
割合	39%	35%	13%	13%	100%

専任教員23名は、実務家教員が7名、外国人教員が2名、女性教員が2名含まれており、多様性を考慮した構成となっている。（評価の視点3-10）

<根拠資料>

- ・添付資料3-1：公共政策大学院の教員人事に関する内規（9条）

項目12：教員の募集・任免・昇格

各公共政策系専門職大学院は、将来にわたり教育研究活動を維持するために十分な教育研究能力や専門的知識・経験を備えた教員を任用するため、教員組織の編制方針や透明性のある手続等を定め、その公正な運用に努める必要がある。

<評価の視点>

3-11：教授、准教授、助教、講師、客員教員、任期付き教員等の教員組織の編制方針を有しており、それに基づいた教員組織編制を行っていること。〔F群〕

3-12：教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続に関する規程を定め、運用していること。〔F群〕

<現状の説明>

本専攻の教員組織編制に関して、特に明文化した方針というものは存在しないが、本専攻の特色の一つである法学、政治学、経済学の各分野をバランスよく配置している教育課程を前提にして、法学政治学研究科及び経済学研究科との連携により教員組織もそのバランスには、常に配慮して編成している。2017（平成29）年度の法学政治学研究科又は経済学研究科に所属する教員を含めた専任教員等の配置状況は、基幹科目では法律系11名、政治系14名、経済系8名、展開科目では法律系18名、

政治系 11 名、経済系 12 名となっている。（評価の視点 3-11）

本専攻は法学政治学研究科と経済学研究科との連携の下に運営されているため、公共政策大学院の教員人事に関する内規第 4 条により（添付資料 3-1）、専任教員の採用については、法学政治学研究科又は経済学研究科に推薦を依頼し、両研究科に所属する教員のうちから推薦のあった候補者について、教授会の議を経て決定する。常勤の実務家教員については、教授会により選考委員会を設置し、専攻する分野の候補者を幅広く選び出し、研究業績、教育経験、実務実績及び教員の年齢バランス等を総合的に評価して候補者を選出し、教授会で選考委員会からの報告を経て審議決定することとしている。（評価の視点 3-12）

<根拠資料>

- ・添付資料 3-1：公共政策大学院の教員人事に関する内規（2 条、4 条）

【3 教員・教員組織の点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

専任教員、実務家教員等の人数や能力等について法令上必要とされる要件に関しては、教員の選考手続を含めて適切な状況にあるが、法令上の要件以外に、今後においても国際化を進めていくにあたっては、引き続き、優れた外国人教員を確保していくことが課題と考えている。

（2）改善のためのプラン

優れた外国人教員の確保は、海外の大学と比較した際に給与の関係で難しい状況にあるが、給与以外の点で英語による資料をさらに充実させる取組などを行いつつ、研究者にとって魅力的な教育研究環境の醸成に努める。

4 学生の受け入れ

項目 13：学生の受け入れ方針、定員管理

各公共政策系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現のために、明確な学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を設定し、その方針に基づき、適切な選抜方法・手続等を設定したうえで、事前にこれらを公表することが必要である。また、障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制が整備されていることが必要である。さらに、固有の目的を実現するため、学生を受け入れるための特色ある取組みを実施することが望ましい。

各公共政策系専門職大学院は、教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理することが必要である。

<評価の視点>

4-1：明確な学生の受け入れ方針を設定し、かつ、公表していること。（「学教法施規」第172条の2）〔F群、L群〕

4-2：学生の受け入れ方針に基づき、適切な選抜基準・方法・手続を設定していること。〔F群〕

4-3：選抜方法・手続を事前に入学志願者をはじめ、広く社会に公表していること。〔F群〕

4-4：入学者選抜にあたっては、学生の受け入れ方針、選抜基準・方法に適った学生を受け入れていること。〔F群〕

4-5：障がいのある者が入学試験を受験するための仕組みや体制等を整備していること。〔F群〕

4-6：入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。（「大学院」第10条第3項）〔F群、L群〕

4-7：学生の受け入れには、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

学生の受け入れ方針は、全学の大学院課程としての方針が定められ、全学の方針を踏まえ、本教育部において学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針と一貫性のあるものとして専門職学位課程の方針を定めている。

東京大学の大学院課程における入学者受入方針

東京大学の使命と教育理念

1877年に創立された我が国最初の国立大学である東京大学は、国内外の様々な分野で指導的役割を果たしうる「世界的視野をもった市民的エリート」（東京大学憲章）を育成することが、社会から託された自らの使命であると考えています。このような使命のもとで本学が目指すのは、自らによって立つ歴史や文化に深い理解を示すとともに、国際的な広い視野を持ち、高度な専門知識を基盤に、問題を発見し、解決する意欲と能力を備え、市民としての公共的な責任を引き受けながら、強靱な開拓者精神を発揮して、自ら考え、行動できる人材の育成です。

期待する学生像及び入学者選抜の基本方針

東京大学は、このような教育理念に共鳴し、健全な倫理観と責任感を備え、強い意欲を持って学ぼうとする志の高い皆さんを、日本のみならず世界の各地から積極的に受け入れます。東京大学が求めているのは、本学の教育研究環境を積極的に最大限活用して、自ら主体的に学び、各分野で創造的役割を果たす人間へと成長していこうとする強い意志を持った学生です。何よりもまず大切なのは、上に述べたような本学の使命や教育理念への共感と、本学における学びに対する旺盛な興味や関心、そして、その学びを通じた人間的成

長への強い意欲です。自らの興味・関心を生かして主体的に幅広くさらに専門分野における深い学び、その過程で見出されるに違いない諸問題を関連づける広い視野、あるいは自らの問題意識を掘り下げて追究するための深い洞察力を真剣に獲得しようとする人を東京大学は歓迎します。

このような期待する学生像に沿って、各研究科等の特性に応じた入学者選抜を実施します。

公共政策学教育部の専門職学位課程における入学者受入方針

東京大学大学院公共政策学教育部は、教育研究上の目的に定める人材を養成するため、以下の資質を持つ学生を求める。

- ・ 大学院で獲得した高度な専門知識と実務的な能力を礎に、高い倫理観をもった公共政策に関わるプロフェッショナル及びリーダーとして内外での活躍を目指す人。
- ・ 現代社会が直面する諸課題を適切に認識し、これらの課題に対する対応策を構築・評価して、国民にこれらを伝達し、合意を形成することが出来る人。
- ・ 政策立案、実施、評価能力の基礎となるレベルの高い法律学、政治学、経済学についてバランスよく学習し、これを具体的な実践と結びつけることができる人。

入学者選抜においては、以下の点が問われる。

- ・ 志望分野に関する知識とともに、公共政策学全般にわたって基礎知識をもっていること。
- ・ 志望分野において自らが主体的に問題を発見し、自らが有する専門知識に基づいてそれを解決する能力をもつ人材になりうる基礎をもっていること。
- ・ 将来国際的な場でも活躍しうる語学能力の基礎をもっていること。

上記の入学者受入方針については、東京大学のホームページに掲載され、学内外に公表されている(添付資料 2-1)。(評価の視点 4-1)

入学者受入方針に基づき、入学者の選抜に関して、国際プログラムコースを除く、法政策コース、公共管理コース、国際公共政策コース、経済政策コースでは、第一次選抜として、入学願書の審査(学業成績の審査を含む)・外国語の審査・筆記試験(専門科目試験)を行い、第一次選抜の上位者に対して、第二次選抜として口述試験を行っているが、各審査・試験の方法や手続等は公共政策学専攻入学者選抜規則(添付資料 4-1)として定めている。また、出願時に官公庁・企業等に在職中であり、2年以上の実務経験を有する者で、入学時以降も在職の見込みの者を対象とする、職業人選抜を実施しており、入学定員のうち若干名を募集している。(添付資料 1-5)(評価の視点 4-2)

教育研究上の目的に沿って求める学生像や入学選抜の方法については、募集要項に明示し(添付資料 1-4、1-5)、毎年入試説明会を実施し、入学志願者からの事前の質問に答えている。また、募集要項は、公共政策大学院のホームページにおいて公表している(添付資料 4-2)。(評価の視点 4-3)

本専攻の入学者受入方針に適った学生を選考するために、具体的に以下の審査・試験により入学者選抜を実施している。

①入学願書の審査

入学願書には、所定の様式により、学業以外の活動の経過、大学院での学習計画及び学習計画と将来志望する進路との関係などについて記載したもの及び出身大学の学業成績を添付するものとしている。職業人選抜による出願者には、職業人としての経験から得られた知見、問題意識などに関して、所定の書式によるエッセイを入学願書とともに提出させている。願書審査はこれらの事項を総合的に判断して行う。

②外国語の審査

本専攻では共通の外国語として英語を用いるので、すべての受験者は英語の能力を示すため、TOEFL の成績を提出しなければならない。ただし、英語を公用語とする国に所在する大学を卒業した者は、卒業証明書を提出すれば、TOEFL の成績票の提出を免除する場合がある。なお、英語以外の言語の能力を示すために、その言語の能力を証明する書類を入学願書に添付することができる。これは第一次選抜における総合的判断材料として用いている。

③筆記試験

受験者の多様なバックグラウンドにこたえるため、以下のような6つの試験区分を設けて専門科目試験を実施している。括弧内の教科名は、各試験区分において行われる試験教科である。

試験区分	試験科目
1) 法律	行政法、国際法
2) 行政	政治学（行政学を含む）、行政法
3) 政治	政治学（行政学を含む）、国際政治
4) 国際関係	国際法、国際政治
5) 経済学	マクロ経済学、ミクロ経済学
6) 数学・統計学	数学（微積分・線形代数）、統計学（確率・統計）

なお、経済政策コースを志望する者は、5) 経済学、6) 数学・統計学のいずれかを選択しなければならない。なお、職業人選抜は、入学願書審査におけるエッセイが筆記試験の代わりとなっている。

④口述試験

入学願書審査、外国語審査、専門科目試験を総合的に判断したうえで、その上位者について口述試験を行う。口述試験は、受験者1名に対し、受験生の専門分野に関する教員3名が面接形式により行っている。

なお、国際プログラムコースについては、第一次選抜として入学願書の審査・外国語審査、第二次選抜として口述試験を行っている。

以上の審査・試験を組み合わせることにより、多様かつ適切な学生を受け入れている。（評価の視点 4-4）

障がいのある受験者に対しては、出願時に申し出るように募集要項に明記し、申し出があった場合には、障がいの種類や程度に応じた措置を行うこととしているが、その際には、より専門的な対応を行うことができる全学のバリアフリー支援室と連携して、障がいのある者が受験上不利になることがないように必要な配慮を行うこととしている。（評価の視点 4-5）

本専攻の入学定員は110名であるが、入学定員に対する入学者数（充足率）は、過去3年間では平均127人（2017（平成29）年:126人、2016（平成28）年:125人、2015（平成27）年:130人）、入学定員充足率は平均115.4%となっている。また、学生収容定員に対する在学生数は、220名に対し253人となっており、充足率は115.0%となっている（2017（平成29）年5月時点）。これらの現状から、入学定員、学生収容定員は適切に管理されている（基礎データ表5、表6）。（評価の視点 4-6）

本専攻の入学者選抜においては、固有の目的に沿った学生の受け入れ方針に基づく選抜を行うため、面接に力を入れていることは特色の一つである。学業成績や筆記試験、TOEFLの点数だけでは本専攻の教育課程における適性を十分に見極めることができないことから、本専攻では第一次試験合格者の全員（2018年度入学試験の口述試験受験対象者は138名）に対して、十分な時間を確保して面接を行っている。

また、国際化の推進のため、国際プログラムコースの中に、日本政府の ODA により世界銀行、アジア開発銀行（ADB）、IMF がそれぞれ行っている奨学金プログラムによるアジアを中心とした世界各国の省庁・中央銀行などに在職する優秀な若手職員を留学生として受け入れている（添付資料 4-3）。（評価の視点 4-7）

<根拠資料>

- ・添付資料 2-1：東京大学ホームページ_教育情報の公表_学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受入方針 <https://www.u-tokyo.ac.jp/content/400060893.pdf>
- ・添付資料 4-1：公共政策学専攻入学者選抜規則
- ・添付資料 1-4：東京大学公共政策学教育部専門職学位課程学生募集要項 平成 30（2018）年度（1 頁、3 頁）
- ・添付資料 1-5：東京大学公共政策学教育部専門職学位課程学生募集要項〔職業人選抜〕平成 30（2018）年度<一部分コピー>（1 頁、3 頁）
- ・添付資料 4-2：公共政策大学院ホームページ_入学案内_募集要項・入学願書
<http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/admissions/application-guide-and-form/>
- ・添付資料 4-3：MPP/IP Master of Public Policy, International Program 2018（8～9 頁）
- ・基礎データ 表 5、表 6

項目 14：入学者選抜の実施体制・検証方法

各公共政策系専門職大学院は、入学者選抜について責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施することが必要である。また、学生の受け入れのあり方を継続的に検証することが望ましい。さらに、固有の目的に即した特色ある入学者選抜の実施体制・検証方法の取組みを行うことが望ましい。

<評価の視点>

4-8：入学者選抜を責任ある実施体制の下で、適切かつ公正に実施していること。〔F 群〕

4-9：学生の受け入れ方針、選抜基準・方法等を継続的に検証しているか。〔A 群〕

4-10：入学者選抜の実施体制・検証方法には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A 群〕

<現状の説明>

入学者選抜については、入試体制等を定めた公共政策学教育部における入学試験マニュアルに基づき、教育会議の下に入学者選抜実施委員会を設置している。同委員会は、委員長及び委員 3 名で構成し、委員長は入学試験の実施に関する一切の責任を負うこととされている（添付資料 4-4）。この責任体制の下、複数の教員による書類選考、出題・採点、面接により合格候補者の選定まで行っている。合格者の決定は、入学者選抜実施委員会の下、書類選考、出題・採点、口述試験（面接）に携わった全ての教員からなる拡大入学者選抜実施委員会を設け、原案を策定し、教育会議の承認を得て行っている。国際プログラムコースについては、教育会議の下に国際プログラム入試実施委員会を設置している。同委員会は、委員長 1 名及び委員 10 名程度で構成し、入学者選抜実施委員会とは独立して機能するものとしている（添付資料 4-5）。この責任体制の下、厳重な書類審査、現地又はテレビ会議の面接による口述試験を実施し、合格候補者を選定し、教育会議の承認を得て合格者を決定している。（評価の視点 4-8）

学生の受け入れ方針については、文部科学省の平成 28 年 3 月 31 日付け学校教育法施行規則の一部

を改正する省令の公布並びに「三つの方針」に係る策定及び運用に関するガイドラインの公表を受けて、2016（平成 28）年度に本学全体の取組として各研究科等において入学者受入方針を見直すこととし、本専攻内で見直しを行い、2017（平成 29）年 1 月に現在の方針を公表している。また、近年、国際プログラムコース以外のコースにおいても、本専攻への留学生の志願者が大幅な増加傾向にあるが、入試実施委員会等では以前からそのことを想定しながら、実際の審査方法における対応策等について検討を重ね、面接における手順等の見直しを行った。なお、例年、入試終了後に入試実施委員会においてレビューを行い、その結果に応じて、運営委員会等にフィードバックする検証体制となっている。

（評価の視点 4-9）

本専攻は、公共政策系の専門職大学院として、100 名を超える規模の入学定員であるが、広く公共政策に関わる政策のプロフェッショナルを養成するため、全てのコースの選考過程において、筆記試験合格者全員に対して十分な時間を確保した面接の実施を、設立当初から重視している。さらに面接は複数名によることを基本としているため、多くの実務家教員も面接に携わるようにし、実務の視点からも受験者の本専攻の教育課程への適性を判断する選考を行うことが可能な実施体制としている。また、国際プログラムコースの奨学金プログラム（アジア開発銀行、世界銀行、国際通貨基金等）に関しては、出願者数が年度によって異なるが、2017（平成 29）年度入試では減少したことから国際プログラム入試実施委員会等で対策を議論し、2018（平成 30）年度入試に向けて、アジアの新興諸国の主要省庁・中央銀行や政府奨学金プログラム担当機関等へのリクルート活動を行った。（評価の視点 4-10）

国際プログラムコース リクルートメント活動実績（2017（平成 29）年度）

説明会開催日	MPP/IP 説明会開催地	受入・協力機関等
7 月 13 日	デリー（インド）	インド国際経済関係研究評議会（ICRIER）
7 月 17 日	ビエンチャン（ラオス）	ラオス中央銀行、ラオス国立大学経済経営学部
7 月 19 日	ヤンゴン（ミャンマー）	ミャンマー政治・公共政策研究所（MIPP）
7 月 20 日	ネーपीドー（ミャンマー）	計画財務省外国経済関係局
7 月 23 日	プノンペン（カンボジア）	東京大学カンボジア同窓会
7 月 24 日	プノンペン（カンボジア）	カンボジア中央銀行
7 月 25 日	カトマンズ（ネパール）	東京大学ネパール同窓会
8 月 24 日	マニラ（フィリピン）	フィリピン大学経済学部、国家経済開発庁（NEDA）
8 月 25 日	マニラ（フィリピン）	フィリピン中央銀行
9 月 2 日	バンコク（タイ）	タイ中央銀行

<根拠資料>

- ・添付資料 4-4：大学院公共政策学教育部における入学試験マニュアル 専門職学位課程（公共政策学専攻）<抜粋>
- ・添付資料 4-5：大学院公共政策学教育部における入学試験マニュアル（国際プログラムコース）<抜粋>

【4 学生の受け入れの点検・評価】

(1) 検討及び改善が必要な点

本専攻では、入学者受入方針を学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針と一貫性のあるものとして定め、国際プログラムコースを除く4つのコースでは、入学願書の審査、外国語の審査（原則として TOEFL の成績）、専門科目試験及び口述試験を実施し、出願時に官公庁・企業等に在職中で、入学時以降も在職の見込みの者を対象とする、職業人選抜も併せて実施している。国際プログラムコースは、別に入学願書の審査・外国語の審査及び口述試験を行っている。これらの選抜は、公共政策学教育部教育会議の下の入学者選抜実施委員会及び国際プログラム入試実施委員会により合格候補者の選定を行い、教育会議において決定している。また、過去3年間の入学定員の充足率の平均は115.4%、2017（平成29）年5月現在の学生収容定員の充足率は115.0%であり、入学定員、学生収容定員ともに適正に管理されている。

国際プログラムコースについては、海外の他大学との国際的な教育研究環境の競争がますます激しくなっているため、最近では奨学金のあるプログラムといえども、一定の出願者数を確保できる保証がないことから、優秀な留学生の獲得に向けて、出願者数の増加を見込むことができるオンラインシステムの構築が課題となっている。

(2) 改善のためのプラン

国際プログラムコースに関しては、今後の出願者数の増加に向けて、学内の他部局において導入されているオンライン・アドミッションに関するシステムを基盤にして、本専攻の国際プログラムコース独自部分を加味し、改良したシステムを2020（平成32）年度入試からの稼働に向けてシステムを構築する。

5 学生支援

項目 15：学生支援

各公共政策系専門職大学院は、大学全体の支援体制等により、学生が学習に専念できるよう、学生生活に関する相談・支援体制、各種ハラスメントに関する規程及び相談体制、奨学金などの学生への経済的支援に関する相談・支援体制を整備し、支援することが必要である。また、これらの支援体制等について、学生に対し周知を図ることが必要である。さらに、障がいのある者を受け入れるための支援体制も整備し、支援等を行うことが必要である。

各公共政策系専門職大学院は、学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等の相談・支援体制、留学生・社会人学生のための支援体制、学生の自主的な活動や修了生の同窓会組織等に対する支援体制を整備し、支援することが望ましい。また、こうした学生支援については、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

5-1：学生生活に関する相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っていること。〔F群〕

5-2：各種ハラスメントに関する規程及び相談体制を整備し、学生に対してこれらに関する周知を図っていること。〔F群〕

5-3：奨学金などの学生への経済的支援についての相談・支援体制を整備していること。〔F群〕

5-4：障がいのある者を受け入れるための支援体制を整備し、支援を行っていること。〔F群〕

5-5：学生の課程修了後を見越したキャリア形成、進路選択等に関わる相談・支援体制を整備し、効果的に支援を行っているか。〔A群〕

5-6：留学生・社会人学生を受け入れるための支援体制を整備し、支援を行っているか。〔A群〕

5-7：学生の自主的な活動、修了生の同窓会組織等に対して、どのような支援体制を整備し、支援を行っているか。〔A群〕

5-8：学生支援には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

本学では、学生をはじめとする大学構成員への相談業務の中核として、全学の相談部門と連携することにより、大学全体の支援機能の強化を図ることを目的として「学生相談ネットワーク本部」を設置している（添付資料 5-1、5-2）。同本部は、「なんでも相談コーナー」、「学生相談所」、「精神保健支援室」、「コミュニケーション・サポートルーム」により組織されているが、「なんでも相談コーナー」においては心理的問題や精神保健相談の関係のみならず、学務の相談や進路・就職に関する相談にも応じ、全学の相談施設の総合案内窓口として、学生がいつでも気軽に利用できるような体制を整備している（添付資料 5-3）。なお、本専攻では、入学ガイダンスにおいて各相談施設の案内を行っている。（評価の視点 5-1）

ハラスメントの防止については、全学として「東京大学におけるハラスメント防止のための倫理と体制の綱領」（添付資料5-4）、「東京大学セクシャルハラスメント防止宣言」（添付資料5-5）、「東京大学アカデミックハラスメント防止宣言」（添付資料5-6）が定められている。また、綱領においては、ハラスメント防止・救済のための体制として、「ハラスメント相談所」を設置してハラスメントの苦情相談を受け付けること等が定められている（添付資料5-7、5-8）。ハラスメント相談所では、相談窓口におけるセクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメントなどの対応（添付資料5-9）のほか、ハラスメント防止のための研修会も実施し、学生への啓発活動を推進している。また、本専

攻においても毎回の新生ガイダンスにおいて同研修会を実施しており、加えて全学の取組についての周知を図っている。（評価の視点5-2）

経済的支援については、経済的理由等により授業料等の納入が困難でありかつ学業優秀と認められる場合には、選考のうえ、授業料等が免除または徴収が猶予される制度を設けている。また、日本学生支援機構（添付資料 5-10）及び公益財団法人、地方公共団体等からの各種奨学金並びに授業料免除等に関する情報は、東京大学のホームページや公共政策大学院のホームページ（在校生掲示板）を通じて学生に対して提供され、本部奨学厚生課の窓口においては学生の個別の質問等にも対応している（添付資料 5-11、5-12）。これらの支援制度により、例年 100 名程度が授業料免除を受けており、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金支援も例年 40 名程度が受けている。留学生には、各種財団の奨学金に関する情報を公共政策大学院の英語版のホームページ及び掲示により周知し、申請手続き書類の作成をサポートしている。その他、海外に派遣する学生の渡航等の費用の援助や2年次の学生を中心としてティーチングアシスタント（TA）に採用するなど、修学に関する補助も行っている。（評価の視点 5-3）

学内制度による入学料免除・授業料免除について

項目	免除の種類・金額
入学料 282,000 円	全額免除 282,000 円 半額免除 141,000 円
授業料 535,800 円 (前期・後期 各 267,900 円)	期ごとに 全額免除 267,900 円 半額免除 133,950 円

障がいのある学生への支援に関しては、学生相談やハラスメント防止と同様に全学としての支援体制が整っている。本学では障がいのある学生が、障がい故に修学上不利を被ることのないよう、「バリアフリー支援室」を設置し、同支援室が各研究科等に助言を行いながら連携してサポートを行っている。同支援室は、各種の障がいに応じたサポートメニューを用意し、修学上支援が必要な学生の支援内容と方法について、学生とバリアフリー支援室、研究科等の支援実施担当者らが面談を行い、協議のうえ決定している。また、支援開始後も支援状況を確認し、関係者で再調整を行っている（添付資料5-13）。なお、現在の本専攻において、バリアフリー支援室の支援が必要な学生は在籍していない。（評価の視点5-4）

授業科目とは別に、世界において政策決定・実施の中核で活躍している行政官・国際機関幹部・地方自治体の首長等の実務家を招いての公共政策セミナーを毎年開催している。このセミナーでは、学生が実務家から直接その経験について聞くことにより、学生が将来、本専攻が目的とする、政策実務に従事する上での必要な知識、倫理観等を学び、職業意識を高める機会としている。その他、毎年、人事院と共催で霞ヶ関特別講演を本学において開催し、公務を目指す者に対して貴重な情報を収集できる機会を与えている。

公共政策セミナーの開催一覧

2013 年度（合計 5 回、以下一部列挙）

タイトル	講演者等
行政の新フロンティア ～くまモンの政治経済学～	蒲島郁夫（熊本県知事）
なぜ日本ではイノベーションが進まないのか	小野寺正（KDDI 会長）
国際情勢の見方	藤崎一郎（元米国大使）

2014 年度（合計 2 回）

タイトル	講演者等
原子力の平和利用、安全な利用と統合型高速炉	藤家洋一（前原子力委員長）他
グローバルエネルギーの潮流	Dr. Fatih Birol (Executive Director, IEA)

2015 年度（合計 3 回）

タイトル	講演者等
The Future of the Euro - Needed analysis, not politics -	Jean-Pierre Landau（Sciences Po. Paris 院長）
Asian Economic Outlook and the Role of ADB	中尾武彦（ADB 総裁）
EBRD and What We Do, with a Focus on Its Newer Region	Sir Suma Chakrabarti（欧州復興開発銀行総裁）

2016（平成 28）年度（合計 1 回）

タイトル	講演者等
Monetary Policy Challenges for Emerging Markets	Dr. Veerathai Santiprabhob（タイ銀行総裁）

2017（平成 29）年度（合計 4 回）

タイトル	講演者等
税務行政の現状と課題	迫田英典（国税庁長官）
“Bridging Japan’s Economy to Sustained Growth”	中曾宏（日本銀行副総裁）
世界経済と日本の将来構想：我々一人ひとりの役割	渡辺博史（国際通貨研究所理事長）
“Disrupting Development through Science, Technology and Innovation”	Jim Yong Kim（世界銀行グループ総裁） 北岡伸一（国際協力機構理事長） 五神真（東京大学総長）

平成29年度霞ヶ関特別講演(前期)スケジュール

東京大学	会場：本郷キャンパス 法文1号館法学部22番教室 地図	
4月18日(火)	17:30~18:30	内閣府 「女性が輝く社会・男女共同参画社会の実現に向けて」 子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）企画官事務代理 （元男女共同参画局総務課課長補佐（総括担当）） 佐藤 勇輔 氏
	18:45~19:45	消費者庁 「消費者目線からの行政について」 総務課 企画官 大森 崇利 氏
4月25日(火)	17:30~18:30	外務省 「外交政策と課題」 アジア大洋州局大洋州課 首席事務官 猿橋 弘幸 氏
	18:45~19:45	公正取引委員会 「競争政策という思考方法とその実務」 事務総局 経済取引局取引部取引企画課 課長補佐 寺西 直子 氏
5月9日(火)	17:30~18:30	会計検査院 「会計検査とは～会計検査を通じた貢献～」 事務総長官房法規課 法規企画官 滝口 修央 氏
	18:45~19:45	財務省 「次世代に誇れる豊かで希望ある社会を創ろう」 大臣官房文書課広報室長 佐久間 寛道 氏
5月16日(火)	17:30~18:30	経済産業省 「この国のかたちをつくろう」 大臣官房秘書課 課長補佐 前田 洋志 氏
	18:45~19:45	厚生労働省 「『社会を変えるためには』～安定した経済成長に向けて ／雇用政策と医療・介護ICT改革～」 保険局医療介護連携政策課 課長補佐 田中 広秋 氏
5月30日(火)	17:30~18:30	金融庁 「家計の安定的な資産形成の実現に向けて」 総務企画局政策課 課長補佐 高橋 敦子 氏
	18:45~19:45	人事院 「行政官になるなら、日本の公務員制度について知っておこう。～国際比較を通じて～」 事務総局企画法制課 法制調査室長 前田 聡子 氏
6月6日(火)	17:30~18:30	文部科学省 「日本の未来に直結する文部科学行政の幅広い魅力、実務をお話します！ ～教育、文化を中心に～」 大臣官房 文部科学広報官 三木 忠一 氏
	18:45~19:45	特許庁 「日本の特許審査を世界に売り込め！」 審査第一部調整課審査企画室 課長補佐 加藤 範久 氏
6月13日(火)	17:30~18:30	国土交通省 「国土交通省ができること～ローカル・グローバルで働いて～」 航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課 空港経営改革推進室長 山崎 雅生 氏
	18:45~19:45	国税庁 「国の根幹を支える仕事」 長官官房人事課 課長補佐 竹中 茉莉子 氏
6月20日(火)	17:30~18:30	総務省 「私の考える地方自治～入省34年間を振り返って～」 大臣官房付（前大阪府副知事） 植田 浩 氏
	18:45~19:45	法務省 「予防司法の強化～法務省訟務局に期待される新しい役割～」 訟務局訟務支援管理官補佐官 高橋 史典 氏

共催：東京大学公共政策大学院

また、学生へのサービス充実の一環として、就職支援にとどまらない、大学による学生のキャリア形成支援の拠り所として、「キャリアサポート室」が設置されている（添付資料1-1、5-14）。同室では、卒業・修了後に社会に貢献あるいは社会で活躍するために、将来を見据えた進路選択が可能となるように、年間を通じて様々な活動が行われている。キャリアデザインセミナー、卒業生による業界研究会、合同会社説明会等が開催され、社会で活躍している方々から、キャリア選択におけるアドバイスを直接受けることができるため、民間企業等への就職に役立っている。（評価の視点5-5）

留学生の生活支援は、大学全体のサービスとして、国際本部による在留資格手続に関する無料相談や本人に代わって在留資格認定証明書等の申請を行う「ビザ・コンサルティング・サービス」（添付資料 5-15）、国際センターによる生活・勉学上、異文化適応、進路等のような相談でも多言語（日本語・英語・中国語）で受け付ける「国際センター相談室」（添付資料 5-16）、専門業者への委託によるIMAS（Inbound Medical Assistance Service）の24時間体制の英語での病院紹介や医療相談、電話による通訳サービス等を行っている（添付資料 5-17）。本専攻においても、英語対応が可能な職員を配置して、宿舍確保のためのサポート（寮の申請情報の提供、英語対応可能な不動産業者の紹介等）や奨学金申請のサポート（民間奨学金情報の提供、推薦状の手配等）、本学日本語教育センターでの日本語クラス受講のためのサポートを行っている。また、入学後2か月経過時点で英語によるカウンセリングを行い、生活面、学業面での不安や不満などを一人ずつ聞き取り、その結果をもとに留学生の生活環境の改善に努めている。学習に対する支援としては、学内のティーチング・アシスタント（TA）によるセッションの他、履修済みの学生（日本人または留学生）による経済系授業の補習を行い、不得意な学生が授業についていけるようにしている。

なお、社会人学生に対しては、全学として東京大学大学院学則第2条第7項の規定に基づき（添付資料 1-1）、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する者に、その計画的な履修を認めることができる長期履修学生制度の申合せが定められている（添付資料 1-1）。本専攻では、大学院学則及び申合せに基づき、公共政策学教育部規則第3条第2項に規定し（添付資料 1-1）、「公共政策学専攻における長期にわたる教育課程の履修制度（長期履修学生制度）について」（添付資料 5-18）を定めて、同制度を運用している。2017（平成 29）年 11 月現在、社会人学生 17 名のうち 4 名が同制度を利用している。（評価の視点 5-6）

東京大学大学院学則（抜粋）

（課程及び標準修業年限）

第2条 大学院に、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）を置く。

2～6 （略）

7 研究科等は、その定めるところにより、第1項の課程の学生が、職業を有している等の事情により、それぞれの課程の標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

東京大学大学院公共政策学教育部規則（抜粋）

（標準修業年限）

第3条 本教育部専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

2 学生が、前項に定める標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、教育会議の議を経て、その計画的な履修を認めることができる。

在学生においては学生自治会を組織し、同会を中心に、春季及び秋季の新入生歓迎、公共政策大学院全体の交流会、Welcome Dinner 等の学生交流イベントを行っているが、その実施に当たって公共政策大学院の予算から資金の援助を行っている。また、学生自習室の他に、学生同士による自主的な研究会や勉強会を行うことが可能な場所として、演習室の貸し出しを随時に行っている。学生が演習室を借用したい場合は、事務室の窓口申し出れば、曜日問わず 9:00～22:30 まで借りることができる体制が整っている。

本大学院の修了生を主な構成員とする同窓会「龍岡会」が 2006（平成 18）年 3 月に発足している（添付資料 5-19）。同窓会は、会員相互の親睦を図り、公共政策大学院の発展に寄与することを目的としており、公共政策大学院長（研究部長・教育部長）が名誉会長となっているが、同窓会の活動に対して、場所の提供等可能な限りの協力を行っている。近年は留学生の割合が高くなっていることから、同窓会も世界に開かれたものとするため、新たにポータルサイト（GraSPP Alumni Association Portal）を立ち上げ、海外の修了生に向けても広報を行っている。2017（平成 29）年度は、同窓会と本大学院の共催でホームカミングデイのプログラムを企画したが、特に海外にいる本専攻の修了生に参加してもらうため、ASEAN・南アジア諸国の政府、中央銀行、金融機関等に在籍する修了生の来日について同窓会に協力し、44 名の修了生の参加が実現した。（評価の視点 5-7）

また、学生の海外派遣については、政策的な議論を多様な分野の実務家や学生と実践的に行うことを海外においても経験させるため、本専攻における支援として、寄付金等により、毎年、GPPN の学生会議、APEC と同時に開催される APEC Voices of the Future、授業の一環として行われる International Field Workshop への派遣について渡航費等の補助を行っている。（評価の視点 5-8）

国際会議等への派遣実績

	GPPN 学生会議	APEC Voices of the Future	International Field Workshop
2012 年度	16 名	—	—
2013 年度	（東京開催、派遣なし）	—	夏 1、冬 2 名
2014 年度	13 名	5 名	夏 2 名、冬 2 名
2015 年度	15 名	5 名	夏 2 名、冬 3 名
2016 年度	11 名	5 名	夏 2 名、冬 3 名

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：東京大学大学院便覧（公共政策学教育部）平成 29 年度（164～166 頁、170～175 頁）
- ・添付資料 5-1：東京大学学生相談ネットワーク本部規則
- ・添付資料 5-2：東京大学ホームページ_在学生の方へ_学生相談ネットワーク本部
<http://dcs.adm.u-tokyo.ac.jp/>
- ・添付資料 5-3：東京大学ホームページ_在学生の方へ_学生相談ネットワーク本部_なんでも相談コーナー
<http://dcs.adm.u-tokyo.ac.jp/nsc/>
- ・添付資料 5-4：東京大学におけるハラスメント防止のための倫理と体制の綱領

- ・添付資料 5-5：東京大学セクシュアルハラスメント防止宣言
- ・添付資料 5-6：東京大学アカデミックハラスメント防止宣言
- ・添付資料 5-7：東京大学ハラスメント相談所規則
- ・添付資料 5-8：東京大学ホームページ_在学生の方へ_ハラスメント相談所
<http://har.u-tokyo.ac.jp/>
- ・添付資料 5-9：ハラスメントで困ったら・・・
- ・添付資料 5-10：平成 29 年度日本学生支援機構大学院奨学生在学採用（4 月期）の募集のお知らせ、
平成 29 年度日本学生支援機構大学院奨学生（秋季入学者）の募集のお知らせ [ホームページ版]
- ・添付資料 5-11：東京大学ホームページ_教育・学生生活_奨学金（奨学金インデックス）
https://www.u-tokyo.ac.jp/index/h02_j.html
- ・添付資料 5-12：東京大学ホームページ_教育・学生生活_授業料等の免除
https://www.u-tokyo.ac.jp/stu02/h01_02_j.html
- ・添付資料 5-13：東京大学ホームページ_在学生の方へ_バリアフリー支援室
<http://ds.adm.u-tokyo.ac.jp/>
- ・添付資料 1-1：東京大学大学院便覧（公共政策学教育部）平成 29 年度（169 頁）
- ・添付資料 5-14：東京大学ホームページ_在学生の方へ_キャリアサポート室
<https://www.careersupport.adm.u-tokyo.ac.jp/>
- ・添付資料 5-15：東京大学ホームページ_留学生の方へ_ビザ・コンサルティング・サービス
http://www.u-tokyo.ac.jp/res03/i17-2_j.html
- ・添付資料 5-16：東京大学ホームページ_留学生の方へ_国際センター本郷オフィス（国際センター相談室）
http://www.ic.u-tokyo.ac.jp/ic/index_j.html
- ・添付資料 5-17：東京大学ホームページ_留学生の方へ_留学生向け医療等相談：IMAS
<https://www.u-tokyo.ac.jp/res03/imas.html>
- ・添付資料 1-1：東京大学大学院便覧（公共政策学教育部）平成 29 年度（30 頁、72,73 頁、公共 1,2 頁）
- ・添付資料 5-18：公共政策学専攻における長期にわたる教育課程の履修制度（長期履修学生制度）について
- ・添付資料 5-19：同窓会「龍岡会」ホームページ_GraSPP Alumni Association Portal
<https://www.grasppalumni.com/>

【5 学生支援の点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

東京大学では、各学部・研究科等に共通する学生支援関係については、全学組織で対応する体制が整っており、学生に対して一元的な分かり易い支援体制の構築を基本としているが、公共政策大学院におけるキャリア形成に資する取組として、世界において政策決定・実施の中核で活躍している行政官・国際機関幹部・地方自治体の首長等の実務家を招いての公共政策セミナーや人事院と共催して開催している霞が関特別公演など、独自の取組も定期的に行っている。留学生への支援に関しては、大学全体のサービスに加えて、本専攻においても英語対応が可能な職員を配置することにより、宿舎、

奨学金、日本語教育等の各種のサポートや生活面、学業面におけるカウンセリングを実施できる体制を整備している。なお、2004（平成16）年の設置から13年が経過し、修了生が1,400人を超えたことから、同窓会組織との連携を充実させることと、修了生のネットワークを強化していくことは課題である。

（2）改善のためのプラン

在学生への支援に関しては、概ね十分な支援体制となっている。そのため、在学生への支援は、自習室の移転整備が完了した後の、教育研究の環境面での対応が主になるものと考えている。また今後、本専攻においては修了生のネットワークを強化する必要があることから、修了生との直接的な関係に強みを持つ同窓会を支援し、活用することを通じて、ネットワーク強化につながる方策を考え出していく。特にその一つとして、国際化の推進に関係する海外の修了生に向けての広報等については強化を行っていく。

6 教育研究等環境

項目 16：施設・設備、人的支援体制の整備

各公共政策系専門職大学院は、大学全体の施設・設備も含め、各公共政策系専門職大学院の規模等に応じた施設・設備を整備するとともに、障がいのある者に配慮して整備することが重要である。また、学生の効果的な学習や相互交流を促進する環境を整備するとともに、教育研究に資する人的な補助体制を整備することが必要である。さらに、固有の目的に即した施設・設備、人的支援体制を設け、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

- 6-1：講義室、演習室その他の施設・設備を公共政策系専門職大学院の規模及び教育形態に応じ、整備していること。（「専門職」第17条）〔F群、L群〕
- 6-2：学生が自主的に学習できる自習室や学生相互の交流のためのラウンジ等の環境を整備し、効果的に利用されていること。〔F群〕
- 6-3：障がいのある者のための施設・設備を整備していること。〔F群〕
- 6-4：学生の学習、教員の教育研究活動に必要な情報インフラストラクチャーを整備していること。〔F群〕
- 6-5：教育研究に資する人的な支援体制を整備していること。〔F群〕
- 6-6：施設・設備、人的支援体制には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

本専攻は、設置当初から独立した建物を持っていなかったが、講義室、演習室については、全学の共有スペースを確保すること、また、法学政治学研究科及び経済学研究科との協力により、公共政策大学院以外の研究科の教室を使用する等の工夫を行い、これまで教育課程の実施において支障を来すことがないよう配慮してきた。しかし、前回の認証評価においては、講義室、演習室のキャンパス内の分散、学生自習室の不足等が勧告として指摘され、本専攻における最大の改善課題としての取組が急務であった。そのため、同指摘後、大学本部と交渉を重ねた結果、地下1階、地上14階の文系総合研究棟の第Ⅱ期整備計画において、その一部フロア（6フロア）に入居することが決定し、新棟の建設工事を経て、2017（平成29）年8月に、公共政策大学院の講義室、演習室を備えた国際学術総合研究棟が竣工し、同年の秋学期から本専攻の教育課程は、新たな研究棟を中心にした授業を本格的に開始した。（評価の視点6-1）

学生の自主的学習に供されている部屋（自習室）については、これまで在籍学生一人当たりのスペースとして若干狭隘ではあったが、全学生が利用できるスペースを確保してきた（添付資料2-2）。しかしながら、講義室、演習室の整備と平行して学生自習室の整備も計画し、2017（平成29）年11月から国際学術総合研究棟に隣接する赤門総合教育研究棟の4階フロアの全面改修を開始し、2018（平成30）年3月に新たな学生自習室、ラウンジ、ディスカッションルームの整備が完了した。この全面改修により学生が利用する施設設備関係においては、従来の学習環境から大幅な改善となった。（評価の視点6-2）

また、バリアフリー支援室等の活動により、本郷キャンパスとして建物入口のスロープの設置、道路の障害物の撤去などバリアフリー化が進んでいるが、本専攻関連では、国際学術総合研究棟の一部の講義室において、車椅子を利用する受講者がスムーズに通れるような座席設計とすることや全面改修を行う学生自習室等のフロアにおいても、バリアフリー化を意識して整備を行っている。（評価の視点6-3）

学生・教職員に関する公共政策大学院の情報ネットワーク環境は、各人の共通 ID に基づくアカウントを使用することにより、次の3種類のシステムを随時に利用することができる。①LPnet (Law and Political Science Network) 法学部と情報基盤センターが共同運用している部局向けサービスで、法学部が指定した建物・教室で共同利用端末、有線 LAN サービスの利用が可能。②ECCS (情報基盤センター教育用計算機システム) 情報基盤センターが運用している全学向けサービスで、情報基盤センターが指定した建物・教室で ECCS 端末、有線 LAN サービスの利用が可能。③学内共通無線 LAN サービス (UTokyo WiFi) 4つのキャンパス (本郷キャンパス、駒場キャンパス、柏キャンパス、白金キャンパス) の様々な場所で利用可能な共通無線 LAN サービス (添付資料 1-1、6-1、6-2、6-3)。(評価の視点 6-4)

公共政策大学院に関わる教員以外の人員は 29 名いる。特に国際化を推進するため、英語での対応が可能な学術支援専門職員、特任専門職員を有期雇用スタッフとして外部資金で雇用し、教員との連携により、外国の大学との国際交流協定による交換留学の覚書の締結、交換留学・ダブル・ディグリーの派遣・受入、留学生サポート、留学生カウンセリング、各種イベントの実施など、国際化に係る事業の立案及び実務を担当している。また、同じく外部資金で雇用した学術支援専門職員を配置して、海外からの教員及び研究者等の受け入れや様々なイベント実施の企画及び実務を担当している。なお、国際学術総合研究棟において寄付金により整備した教室は、社会と連携した教育も考慮に入れ、各種のセミナーやシンポジウム等も行うことができるように、多目的な使用が可能な施設となっている。さらに、赤門総合研究棟の学生スペースの整備に関しては、将来公共政策に携わる人材となることを意識して、学生自習室の他に、コースや日本人・留学生の垣根を越えたディスカッションがいつでも可能な、学生間の交流を深めるためのラウンジを設け、一方で、集中した議論を行えるスペースとしてディスカッションルームを複数 (5 部屋) 用意し、本専攻の教育目的に合った整備を行った。(評価の視点 6-5、6-6)

<根拠資料>

- ・添付資料 2-2 : 2017 年度授業内容概略 (19,20 頁)
- ・添付資料 1-1 : 東京大学大学院便覧 (公共政策学教育部) 平成 29 年度 (161 頁)
- ・添付資料 6-1 : 公共政策大学院情報ネットワーク環境
- ・添付資料 6-2 : 情報倫理・コンピュータ利用ガイドライン
- ・添付資料 6-3 : 東京大学情報システム本部_ UTokyo WiFi

<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/administration/dics/service/wifi.html>

項目 17 : 図書資料等の整備

各公共政策系専門職大学院は、図書館 (図書室) に学生の学習、教員の教育研究活動に必要なかつ十分な図書・電子媒体を含む各種資料を計画的・体系的に整備するとともに、図書館 (図書室) の利用規程や開館時間は、学生の学習及び教員の教育研究活動に配慮したものとすることが必要である。さらに、図書資料等の整備について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

6-7 : 図書館 (図書室) には公共政策系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に必要なかつ十分な図書・

電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されていること。〔F群〕

6-8：図書館（図書室）の利用規程や開館時間は、公共政策系専門職大学院の学生の学習、教員の教育研究活動に配慮したものとなっていること。〔F群〕

6-9：図書資料等の整備には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

図書館は、東京大学附属総合図書館の他、法学政治学研究科、経済学研究科の図書館を活用している。法学政治学研究科には、公共政策学教育部の教育研究用の専用の書棚を設け約 1,300 冊の関連図書を整備し、教員及び学生の便に供している。

また、公共政策関係において教育研究上必要とされる図書に関しては、本専攻の教員が発注すれば新規に購入されて専用書棚に備え付けられることになる。自習室内には、有線・無線によりアクセス可能なコンピュータ端末を備え、ウェブ上で公開されたデータベースから一般図書、統計・調査資料、指定図書・雑誌の検索ができるようになっている。（評価の視点 6-7）

法学部図書室の開館時間は平日 9:00～21:00、土曜 9:00～17:30 であり、経済学部図書館の開館時間は平日 9:00～20:00、土曜 12:00～17:00 となっている。また、総合図書館は、休館日を除き、土曜・日曜・祝日においても 9:00～19:00 又は 9:00～17:00（3 月及び 8 月）まで開館している（添付資料 1-1、6-4、6-5、6-6）。なお、大学全体で国内出版・外国出版の両方合計で約 31,000 タイトルの電子ジャーナルが契約されていて、法学、政治学分野では、4,000 を超えるタイトルの電子ジャーナルを学内 LAN 等により自由にアクセスすることができる環境が整っている。（評価の視点 6-8）

公共政策大学院が、法学政治学研究科と経済学研究科との連携により成り立っている特性が活かされている点として、通常は、所属する研究科の一つの図書館しか利用できないが、本専攻所属の学生は、両研究科の図書館（図書室）を利用することが可能である。また、2つの研究科の豊富な図書資料を利用できるだけでなく、上述の通り、法学部図書室には公共政策大学院の図書コーナーとして専用の書棚があり、公共政策の専用としての利用機会も与えられている。（評価の視点 6-9）

<根拠資料>

- ・添付資料 1-1：東京大学大学院便覧（公共政策学教育部）平成 29 年度（160 頁）
- ・添付資料 6-4：東京大学附属図書館 図書館利用ガイド 2017
- ・添付資料 6-5：東京大学法学部研究室図書室 利用案内 2017.3
- ・添付資料 6-6：東京大学経済学図書館・経済学部資料室 利用案内 2017

項目 18：専任教員の教育研究環境の整備、教育研究活動等の評価

各公共政策系専門職大学院は、専任教員の学問的創造性を伸長し、十分な教育研究活動をなし得るよう、その環境を整えるとともに、専任教員の教育活動・研究活動、社会への貢献及び組織内運営への貢献等について評価し、専任教員の諸活動の改善・向上に努めることが必要である。

<評価の視点>

6-10：専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮したものとなっていること。〔F群〕

6-11：専任教員に対する個人研究費の適切な配分、個別研究室の整備等、十分な教育研究環境を用意していること。〔F群〕

- 6-12：専任教員の教育研究活動に必要な機会（例えば、研究専念期間制度）を保証していること。〔F群〕
- 6-13：専任教員の教育活動、研究活動、社会への貢献及び組織内運営への貢献等について、適切に評価する仕組みを整備していること。〔F群〕
- 6-14：専任教員の教育活動、研究活動、社会への貢献及び組織内運営への貢献等の評価には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

本専攻専任教員の授業担当時間に関して、1学期（13週）の授業で年間における最大は週105分×5回であるが、平均は週2～3回であり、本専攻以外の授業（週1～2回）を加えても、教育の準備ができ、研究時間も確保することができる状態にある。（評価の視点6-10）

また、23人の専任教員に対して、法学政治学研究科又は経済学研究科に所属する教員の研究室も含め、個別に21室の研究室（1室あたり平均24.5㎡）、共同室（31.0㎡）を整備しており、教育研究に必要な研究スペース及び電話、学内LANへの接続などの環境が整備されている。なお、2017（平成29）年8月に国際学術総合研究棟が竣工したため、公共政策学連携研究部のみに所属している専任教員は、従来の老朽化した建物の研究室から、新たに整備された研究室に移転して教育研究活動を行っている。その他、法学政治学研究科又は経済学研究科に所属していない専任教員に対しては、一定の個人研究費の支給や研究資料の購入費用の措置等を行っている。（評価の視点6-11）

なお、全学の就業規則において、長期研修の一環として、専門分野に関する能力向上のため自主的調査研究に専念できるサバティカル研修の制度が整備されているが、実務家教員は原則任期が2年であるため、公共政策大学院では導入していない。また、法学政治学研究科又は経済学研究科に所属する教員は、それぞれの研究科のサバティカル研修の制度によることになる。（評価の視点6-12）

法学政治学研究科又は経済学研究科に所属していない公共政策学連携研究部の専任教員の評価に関しては、定期的な自己評価報告として、各教員が、①研究活動、②教育活動、③学内における管理運営業務、④社会貢献の項目を含めた自己評価報告書を作成し、同報告書等に基づいて、教員評価委員会が評価を行うことを2016（平成28）年4月に定め（添付資料6-7）、2017（平成29）年度に最初の評価を行い、以後は3年毎に実施することとしている。なお、評価に当たって、高度の研究能力は必須であるが、国際的な活動を行い、かつ、社会連携的な能力をもった人材を育成する必要があることから、専任教員においても国際性や社会との連携に関して、バランスよく備えていることを考慮することとしている。（評価の視点6-13、6-14）

<根拠資料>

- ・添付資料6-7：定期的自己評価報告と教員評価の実施について

【6 教育研究等環境の点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

前回の認証評価において、講義室・演習室のキャンパス内の分散、学生自習室の不足等が勧告として指摘されていたが2017（平成29）年8月に公共政策大学院の講義室、演習室を備えた国際学術総合研究棟が竣工した。これまで本郷キャンパス内に分散していた公共政策大学院の研究室、事務室も含めて移転を行い、本専攻に関わる多くの教育研究活動を新たな研究棟に集約することを実現した。また、学生自習室についても整備を行い、国際学術総合研究棟に隣接する赤門総合教育研究棟の

4階フロアを全面改修したことにより、2018（平成30）年3月に新たな学生自習室、ラウンジ、ディスカッションルームの整備が完了した。

（2）改善のためのプラン

講義室、演習室の整備計画が終了したため、残りの赤門総合研究棟の学生の自習環境の施設・設備の整備を着実に進め、2018（平成30年）年度からの使用に向けて、改修工事後に行う各自習室の移転及び関係什器類の整備等も滞りなく行えるように対応する。

7 管理運営

項目 19：管理運営体制の整備、関係組織等との連携

各公共政策系専門職大学院は、学問研究の自律性の観点から、管理運営を行う固有の組織体制を整備するとともに、関連法令に基づき学内規程を定め、これらを遵守することが必要である。また、専任教員組織の長の任免等については、適切な基準を設け、適切に運用することが必要である。さらに、地方公共団体、公共的な非営利組織、企業、その他外部機関との連携・協働等を適切に行う必要がある。

なお、公共政策系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、固有の目的の実現のため、それらの組織と適切な連携・役割分担を行うことが望ましい。

<評価の視点>

7-1：管理運営を行う固有の組織体制を整備していること。〔F群〕

7-2：管理運営について、関連法令に基づく適切な規程を制定し、それを適切に運用していること。〔F群〕

7-3：公共政策系専門職大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準を設け、かつ、適切に運用していること。〔F群〕

7-4：地方公共団体、公共的な非営利組織、企業その他の外部機関との連携・協働等が適切に行われていること。〔F群〕

7-5：公共政策系専門職大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、どのようにそれらとの連携・役割分担を行っているか。〔A群〕

<現状の説明>

公共政策大学院は、東京大学基本組織規則第34条の規定に基づき、学校教育法第100条ただし書の研究科以外の教育研究上の基本となる組織として、本専攻を擁する教育組織である公共政策学教育部と管理運営を含めた研究組織である公共政策学連携研究部とに分かれた大学院組織であり、同規則に基づき、公共政策学連携研究部と公共政策学教育部は、緊密な組織的連関のもとに運営を行うものと定められている。管理運営の組織体制としては、公共政策学連携研究部に教授会を置き、公共政策大学院の運営、人事等の事項に関する審議を行っている。また、公共政策学教育部には、専任教員、授業担当教員からなる教育会議を置き、教育課程の編成及び授業担当、入学及び試験、学生の身分等に関する本専攻に係る事項を含めて審議している。教授会、教育会議の下には、機動的な組織運営を可能にするために運営会議を設け、具体的な企画運営の立案を行っている。運営会議は、研究部長の主宰の下に、副部長、専任教員13名が構成員となっている。なお、外国人の専任教員を構成員としているため、会議当日の議事進行は英語で行うことを原則とし、情報共有が図られるようにしている。（評価の視点 7-1）

東京大学基本組織規則（抜粋）

第2款 研究科以外の大学院組織

（設置）

第34条 学校教育法第100条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる大学院組織として東に置かれるものは、大学院研究部及び大学院教育部（以下それぞれ「研究部」、「教育部」という。）とする。

2 前項の研究部として、情報学環及び公共政策学連携研究部を置く。

3 第1項の教育部として、学際情報学府及び公共政策学教育部を置く。

4～6 (略)

7 公共政策学連携研究部と公共政策学教育部は、緊密な組織的連関のもとに運営を行うものとする。

教授会及び教育会議に関しては、東京大学基本組織規則第 35 条及び第 37 条において研究科以外の大学院組織として研究部の教授会と教育部の教育会議に関する規定があり、同規則を受けて定めた東京大学公共政策学連携研究部・公共政策学教育部管理運営規則（添付資料 7-1、以下「管理運営規則」という。）において、その審議する事項について規定している。また、同規則に基づき具体的な実施規程として公共政策学連携研究部・公共政策学教育部管理運営規程（添付資料 7-2、以下「管理運営規程」という。）を定め、それぞれの各規定に基づいて運用されている。（評価の視点 7-2）

東京大学基本組織規則（抜粋）

（研究部の教授会）

第 35 条 研究部に、教授会を置く。

2 前項の教授会については、研究科の教授会に関する規定を準用する。

（略）

（教育部の教育会議）

第 37 条 教育部に、教育会議を置く。

2 前項の教育会議については、研究科の教育会議に関する規定を準用する。

公共政策学連携研究部及び教育部は、法学政治学研究科及び経済学研究科の連携により創設されたため、公共政策学連携研究部長（教育部長については研究部長が兼ねるのが通例）については、主たる研究科である法学政治学研究科と経済学研究科所属の教員から選出されているが、最終的な決定は、本研究部の教授会の権限において審議しているため、運用に関しては適切に行われている。（評価の視点 7-3）

公共政策大学院では社会と連携した研究・教育活動として、外部資金を活用した研究ユニットや寄付講座が存在している。各研究ユニット・寄付講座は、例えば以下のような組織、企業等と連携しているが、前出のとおり授業科目の提供をはじめとした様々な活動や取組は、それぞれに置いている運営委員会における管理、調整等の下に適切に行われている。（評価の視点 7-4）

研究ユニット・寄付講座の外部関係機関

関連研究ユニット、寄付講座（設置期間）	外部関係機関
国際交通政策研究ユニット（2006-2018）	空港施設(株)、成田国際空港(株)、中部国際空港(株)、日本空港ビルデング(株)、(一財)空港環境整備協会
海洋政策教育・研究ユニット（2008-未定）	(公財)日本財団
人材政策研究ユニット（2014-2018）	(学法)国際学園、(株)ベネッセコーポレーション
科学技術と公共政策研究ユニット（2006-未定）	(株)構造計画研究所、(一社)行政情報システム研究所、(一社)日本自動車工業会、(一社)鉄鋼連盟
医療政策・技術評価研究ユニット（2017-2019）	クレコンメディカルアセスメント(株)、武田薬品工業(株)、日本バクトン・ディッキンソン(株)
寄付講座：エネルギーセキュリティと環境（2010-2018）	国際石油開発帝石(株)
寄付講座：都市地域政策と社会資本マネジメント（2009-2019）	三井不動産(株)

寄付講座：経済成長とリスクマネージメント（2014-2017）	Effissimo
寄付講座：資本市場と公共政策（2007-2020）	みずほ証券(株)

東京大学基本組織規則第34条第8項に基づき、管理運営規則第4条において「研究部・教育部の教育研究は、法学政治学研究科及び経済学研究科の協力を受けて実施する。」と規定しており、設立当初から本学の法学政治学研究科と経済学研究科が連携して組織していることから、両研究科とは密接な関係にあり、公共政策大学院の事務処理は、法学政治学研究科等事務部の所掌となっている。専任教員に関しては、両研究科からそれぞれ4名程度が本研究部に配置換えとなる他、本専攻の授業を担当している両研究科の教員が教育会議の構成員として参画することを、管理運営規程第4条において規定しているため、管理運営に関して両研究科とは密接に且つ幅広く連携をとることができている。また、両研究科以外にも、例えば医学系研究科の専門職大学院である公共健康医学専攻と連携して、授業科目（実践科目）を調整するなど、双方が協力した形式での授業も実施している。（評価の視点7-5）

東京大学基本組織規則（抜粋）

<p>第1款 研究科 （設置）</p> <p>第28条 東京大学に、次の大学院研究科（以下「研究科」という。）を置く。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 研究科の教育研究の実施に当たっては、別に規則で定めるところにより、それぞれ関係の大学院組織、附置研究所及び全学センターが協力するものとする。</p> <p>4 （略） （略）</p> <p>第2款 研究科以外の大学院組織 （設置）</p> <p>第34条 （略）</p> <p>2～7 （略）</p> <p>8 研究部及び教育部の教育研究の実施に関しては、第28条第3項及び第4項の規定を準用する。</p>

<根拠資料>

- ・添付資料 7-1：東京大学大学院公共政策学連携研究部・公共政策学教育部管理運営規則
- ・添付資料 7-2：東京大学大学院公共政策学連携研究部・公共政策学教育部管理運営規程
- ・添付資料 2-4：東京大学公共政策大学院ホームページ_研究_研究ユニット
<http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/en/research/research-units/>
- ・添付資料 2-5：東京大学公共政策大学院ホームページ_研究_寄附講座
<http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/en/research/endowed-chairs/>

項目 20：事務組織

各公共政策系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現を支援するため、適切な事務組織を設け、これを適切に運営することが必要である。なお、固有の目的の実現をさらに支援するため、事務組織の

運営に関して特色ある取組みを行うことが望ましい。

<評価の視点>

7-6：適切な規模と機能を備えた事務組織を設置していること。（「大学院」第35条）〔F群、L群〕

7-7：事務組織は、関係諸組織と有機的連携を図りつつ、適切に運営されていること。〔F群〕

7-8：事務組織の運営には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

東京大学事務組織規則（添付資料 7-3）において、公共政策学連携研究部・公共政策学教育部の事務を行う組織として法学政治学研究科等事務部が規定され、公共政策大学院の事務分掌に関する内規において、法学政治学研究科事務長が統括することと規定されている（添付資料 7-4）。また、東京大学法学政治学研究科等分掌規程により、公共政策大学院系の設置を規定し、その所掌事務が明記されている（添付資料 7-5）。現在、法学政治学研究科等事務部に所属する7名の職員（短時間勤務2名含む）を公共政策大学院系に配置し、公共政策学教育部規則の制定・改廃、諸会議の実施、入学試験業務、履修・成績管理、学生の身分に関すること等教務に関する業務を行っている。さらに、2017（平成29）年4月から専門員1名が公共政策大学院を担当することになり、事務体制の充実が継続的に図られている。また、外部資金による、公共政策大学院が採用する有期雇用職員として、学術支援専門職員4名、特任専門職員5名を配置し、学術交流協定の締結交渉、協定校との相互訪問、留学生のビザの取得サポート、生活相談、宿舍の手当の補助等生活面の支援業務、寄付金の管理等の業務を行っている。その他、研究プロジェクト支援スタッフ11名、院長秘書1名を採用し、運営に携わっている。さらに、業務体制の見直しとして、公共政策大学院系以外の有期雇用職員間における指揮・命令系統の明確化を図るため、新たに「統括」を設け、同職員間から任命することにより、効率的な業務処理を行えるようになった。なお、学生に係る業務以外（会計、人事、庶務、図書）については、法学政治学研究科等事務部において担当している。（評価の視点 7-6、7-7）

公共政策学教育部主要部門スタッフの変遷（※個別の研究プロジェクトの支援スタッフは除く）

公共政策大学院係

	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4
常勤職員	3	4	4	4	5
特任専門職員	0	0	0	1	1
派遣職員	0	1	1	0	0
非常勤職員	1	0	1	1	2
合計	4	5	6	6	8

国際企画チーム

	H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4
学術支援専門職員	3	3	4	4	4
特任専門職員	3	3	3	3	3
合計	6	6	7	7	7

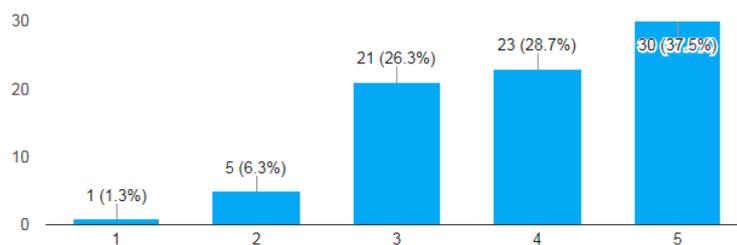
また、国際化を推進させるために、公共政策大学院において国際業務に精通した、学術支援専門職

員、特任専門職員の有期雇用を継続し、公共政策大学院係とは別に国際企画チームや研究プロジェクト支援を行う事務体制を設けている。国際化のための業務には、協定の締結交渉、単位互換やダブル・ディグリーのための科目の整合性のチェック、協定校との相互訪問、寄付金の管理、留学生のビザの取得サポート、生活相談、宿舍の手当の補助など多岐にわたる業務があるが、教員組織、事務組織、専門スタッフの連携を構築し、十分な対応を行ってきている。その他、研究ユニット、寄付講座等の運営支援を担当し、本大学院と社会との架橋を担う役割についても、学術支援専門職員の雇用を進めてきた。なお、事務組織に関して、2017年3月から始めた修了者アンケートにより、公共政策大学院係、国際企画チームにおける学生支援関係のサービスについて不満足に思っている学生は少ない結果となっている。（評価の視点 7-8）

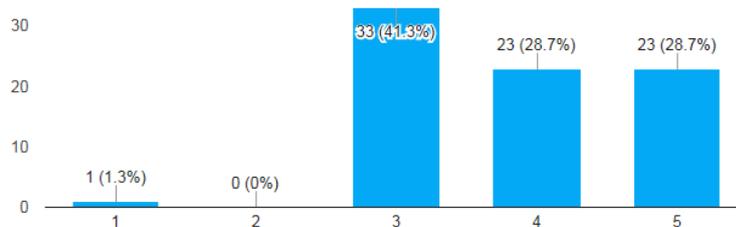
2017年3月修了者アンケート（GraSPP Graduation Survey 2017）

Q 事務組織について：（不満足）Poor < 1 2 3 4 5 > （満足）Excellent

大学院係 Graduate School Office (80 responses)



国際企画チーム International Affairs Office (80 responses)



<根拠資料>

- ・添付資料 7-3：東京大学事務組織規則（35条、37条）
- ・添付資料 7-4：公共政策大学院の事務分掌に関する内規（2条）
- ・添付資料 7-5：東京大学法学政治学研究科等分掌規程（1条、7条）

【7 管理運営の点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

公共政策大学院は、公共政策学連携研究部と公共政策学教育部が緊密な組織的連関のもとに運営が行われている。研究部に教授会を置き、教育部に教育会議を置き、教授会、教育会議の下には運営会議を設け、機動的な組織運営を可能にしている。意思決定に関わる各会議は、東京大学公共政策学連携研究部・公共政策学教育部管理運営規則等の規定に基づき審議を行っているので、管理運営に関する適切な組織体制を整備している。

公共政策大学院に関する事務組織については、東京大学事務組織規則により法学政治学研究科等事務部の所掌であることが規定され、同事務部に所属する職員を公共政策大学院係に配置し、学務関係全般の業務を行っている。また、外部資金により、有期雇用職員として学術支援専門職員、特任専門職員を配置して、学術交流協定の締結交渉等、国際化の推進に資する業務等を行っている。さらに、公共政策大学院係以外の有期雇用職員間における指揮・命令系統の明確化を図るため、新たに「統括」を置くこととして業務体制の見直しを行った。

(2) 改善のためのプラン

新しい研究棟に研究部長室をはじめ、研究室や事務室を集約することができたので、特に具体的な計画はないが、今後さらに国際化を推進していくことに伴い、業務も多様かつ複雑になっていくことから、事務体制の充実を図ることに継続的に取り組む。

8 点検・評価、情報公開

項目 21：自己点検・評価

各公共政策系専門職大学院は、基本的な使命（mission）、固有の目的の実現に向けて、Plan-Do-Check-Act（PDCA）サイクル等の仕組みを整備し、教育研究活動等を不断に点検・評価し、改善・改革に結びつける仕組みを整備することが必要である。また、これまでに認証評価機関等の評価を受けた際に指摘された事項に対して、適切に対応することが必要である。さらに、自己点検・評価、認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結びつけるとともに、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

- 8-1：自己点検・評価のための仕組み・組織体制を整備し、教育研究活動等に関する評価項目に基づいた自己点検・評価を組織的かつ継続的な取組みとして実施していること。（「学教法」第109条第1項）〔F群、L群〕
- 8-2：自己点検・評価、認証評価の結果を教育研究活動等の改善・向上に結びつけるための仕組みを整備していること。〔F群〕
- 8-3：認証評価機関等からの指摘事項に適切に対応していること。〔F群〕
- 8-4：自己点検・評価、認証評価の結果について、どのように教育研究活動等の改善・向上に結びつけているか。〔A群〕
- 8-5：外部評価の実施など、自己点検・評価の仕組み・組織体制、実施方法等には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A群〕

<現状の説明>

自己点検・評価は、前回の認証評価の際と同じく、教授会（運営会議）構成員を主体として、評価項目に基づく報告書を運営会議で点検することを基本としている（添付資料 7-2）。自己点検・評価は5年に一度実施することを本専攻として決めているため、前回（2012（平成 24）年度）実施した自己点検・評価（添付資料 8-1）及び認証評価における課題を中心にして、2017（平成 29）年度に運営会議において点検・評価を行い、本報告書を作成している。（評価の視点 8-1）

運営会議による自己点検・評価に加えて、本教育部には、外部の有識者により構成されている公共政策学教育部運営諮問会議を設置しているが（添付資料 8-2、8-3）、同会議を毎年度開催して外部評価を受けており、同会議開催にあたって、事前に本専攻における教育面、運営面、社会連携等の各取組については、実態として毎年度自己点検を行っている状況である。さらに運営諮問会議は、自己点検・評価を行う運営会議メンバーの全員が参画する体制となっており、各項目に対する運営諮問会議委員からの客観的な評価を受けることにより、本専攻の教育研究、管理運営等の諸活動について、長所あるいは短所を確認することが可能となっている。なお、運営諮問会議で課題等が挙げられた場合は、次年度までの改善に取り組むこととしている。（評価の視点 8-2）

また、本専攻は、2013（平成 25）年度の大学基準協会の公共政策系専門職大学院認証評価を受けるべく、自己点検・評価を実施したが、その際、理系を中心とした学生の多様性の拡大、英語による授業科目提供体制の強化、ファカルティ・ディベロップメントにおける教授法及びシラバスの形式等の指導、十分な英語力を持った日本人学生の獲得、数学・統計学の基礎学力に幅がある国際プログラムコースの留学生、国際化の進展に伴う教育スペースの確保、講義室・演習室・学生自習室の増設・整備、本専攻のコアマネジメントを担う教員の過重な負担についての問題があることを把握し、運営会議等において問題を解決すべく、改善に取り組んだ。しかし、改善途上であったため、後述のように、

2013（平成 25）年度の大学基準協会の公共政策系専門職大学院認証評価において問題点（検討課題）として指摘を受けた。

なお、本専攻が受けた指摘は、勧告 1 件、問題点 8 件であり、事例は以下のとおりである。（評価の視点 8-3）

<p>2013（平成 25）年度 大学基準協会公共政策系 専門職大学院認証評価結 果</p>	<p>【勧告】</p> <p>(1) 貴専攻が利用する講義室、演習室は、本郷キャンパス内に分散しており、授業の休憩時間内での学生の移動を考慮すると不便である。特に、自習室は、第 2 本部棟だけでなく、赤門棟にも配置されているが、それぞれ利用可能時間が異なる等、利用環境に差が生じているほか、自習室の机は双方合わせても 100 台しかない。さらに、第 2 本部棟の自習室は、空調、照明、スペース等、学習環境として問題があるといわざるをえない。学生用コンピュータ端末数や学生個人用ロッカー数も学生総数との比較において不足している。貴専攻の目的を踏まえると、これらの点の改善は急務である。</p> <p>【問題点（検討課題）】</p> <p>(1) 国際プログラムコース（MPP/IP）について、基幹科目のうち、法律学系、政治学系科目の基礎的科目については、日本の制度的枠組みを前提としている等のため、日本語による提供を継続しなければならないものも多く、英語による授業科目が段階的な開設にとどまっている場合も多い。また、英語による授業に関しては、非常勤講師による授業を多用する傾向にある。恒久的プログラムの安定化を図るためには、定員増等により専任教員による英語による授業科目の提供を増大させる必要がある。さらに、法律学系科目、政治学系科目については、どの授業科目を日本語で提供し、どの授業科目を英語で提供するかの線引きを整理するとともに、外国人教員の増加や実務家教員による科目提供を含め、英語による授業科目をより増強することが望まれる。</p> <p>(2) 外部資金を活用した研究ユニットや寄付講座については、長所であるとともに、外部資金が獲得できなくなると、授業科目が減少するというリスクを常に抱えている。外部資金を活用した研究ユニットや寄付講座の割合が多く教育課程のひとつの柱となっていることから、今後、安定的な外部資金を確保し、教育・研究の持続性を担保することが不可欠である。</p> <p>(3) シラバスについては、記載レベル・内容に差がある。学生の適切な科目選択・履修登録や計画的な学習のために十分な情報提供ができるものとするよう、授業計画をはじめとする記載事項</p>
--	---

	<p>及び内容について適切かつ統一のとれたものとする必要がある。また、非常勤講師を含めた担当教員の経歴や業績に関する情報についても同時に入手できるよう配慮することが望ましい。</p> <p>(4) 成績評価について、担当教員によっては、「公共政策学教育部成績評価規則」に明示された評価区分ごとの割合の定めが遵守されていない状況があり、明示された基準及び方法に基づき公正・厳格に行われているとはいえ、規則の見直しを含めた改善が求められる。</p> <p>(5) FDについては、教育経験の浅い実務家教員を含めた教授法やシラバスの形式等の指導など、今後取り組んでいくべき課題や問題が多く、具体的な改善が求められる。</p> <p>(6) 学位授与に関わる審査手続を明文化することが望まれる。</p> <p>(7) 少人数の事務職員による効率的な組織運営を目指した事務体制がとられているが、実際の事務処理の状況、学生支援サービスの提供等から判断すると、適切かつ十分な事務処理が行われているとはいえないので、強く改善が求められる。</p> <p>(8) 自己点検・評価が継続的な取り組みとして実施できているとは必ずしも言えないので、今後の改善に期待する。</p>
<p>2016（平成 28）年 7 月 「改善報告書」の提出</p>	<p>【勧告】</p> <p>(1) 公共政策大学院は、施設面積の不足から、東京大学本郷キャンパス内に新棟の新設を要求していたが、平成 25 年 1 月に、文系施設拡充のため、赤門総合研究棟の隣接地に 14 階建て 15 フロアの新棟を建設する文系総合研究棟第Ⅱ期整備が計画され、公共政策大学院もその一部フロアに入居することとなった。これにより、現状の施設においてはスペースの都合上不可能であった、自習室の集約や、個席やロッカーの増設が可能になり、勧告された事項の改善が可能となる。新棟の建設は、旧施設の取り壊しや施設の設計を経て、平成 26 年 11 月に工事の公告がなされ、平成 27 年 3 月に工事契約が結ばれた。当初の完成予定は平成 28 年 3 月であったが、事業を進めていたところ、平成 27 年 11 月に建設費高騰に伴う抜本的なコスト削減を図るための設計の見直しが必要となり、平成 29 年 3 月まで工期を延長した。その後、設計図書で想定されていなかった地中障害物が発見され、現在、平成 29 年 7 月の竣工引渡予定となっている。新棟には、講義室、演習室、研究室、事務室、会議室を集約し、平成 29 年 10 月までには移転を完了させる予定である。また、同じく新棟の完成に伴う赤門棟からの経済学研究科の移転にあわせ、学生自習室を赤門棟に集約</p>

する。学生自習室の集約にあたっては、自習に適した環境に改装し、全学生分の個席を用意するほか、学生用コンピュータ端末の不足を補うための無線LAN環境の充実や学生が利用するロッカーの増設を予定している。さらに、学生向けラウンジやグループワークスペースも新設することで学習環境は大幅に改善される。

【問題点（検討課題）】

(1) 英語開講科目を増大させるため、そのような科目を提供する教員の増強を行った。平成 25 年度末に大学本部と交渉を行い、英語による授業を担当する専任の新規教員のポストを 4 つ確保した。平成 26 年度に人事選考を行い、平成 28 年度より新たに政治系教員 2 名、経済系教員 2 名の常勤専任教員 4 名（外国人教員 2 名含む）が着任した。その他、これまでのポストを活用し、英語科目の授業を行う政治系教員 3 名（外国人教員 1 名を含む）を兼任教員として、経済系教員 3 名（実務家教員 1 名を含む）及び実務家教員 2 名を専任教員として確保し、英語による教育基盤を強化した。また、講義の使用言語について、評価当時の指摘を踏まえ関係者で検討した結果、法律系科目については、個別分野の解釈論にかかわる科目については日本語による提供を維持し、法と公共政策に関する基本的な科目、日本及びアジアの法制度に関する基本的科目、国際法に関する基本的科目および一部の先端的な科目については英語で提供するという方針を確認した。政治系科目については、日本語による基幹科目・展開科目を維持した上で、政治と公共政策に関する基本的科目、国際政治に関する基本的科目、および国際プログラムコース所属学生からのニーズが高い国際関係関連科目や先端的な科目については、英語による科目を増強するという方針を確認した。そして、経済系科目についても、国際プログラムコース所属学生からのニーズが高い国際金融・開発関係の英語科目を増強するという方針を確認した。以上の取組の結果、平成 28 年度には、「国際プログラムコース」の基幹科目の英語科目数が 13 科目に増設された（平成 25 年当時は 9 科目）。

(2) 指摘事項を踏まえ、3 年から 5 年程度の比較的短期のコミットメントに限定されがちな民間の寄付等に加えて、より中長期的なコミットメントを得ることが可能な公的な安定的外部資金の確保に務めている。平成 24 年度に開始された文部科学省の科学技術イノベーション政策における「政策の科学」プログラムの枠組みの下で、科学技術イノベーション政策の科学研究

ユニットを運営しているが、これは、15 年間程度の長期的な支援を行うものである。平成 25 年度から平成 32 年度にかけては、博士課程リーディングプログラムオールラウンド型である社会構想マネジメントを先導するグローバルリーダー養成プログラム（GSDM）に関する支援も確保した。これらの枠組みを通して、寄付講座等でも支援しているエネルギー政策、医療政策、交通政策、情報政策等の科学技術と公共政策の境界領域に関するプログラムは、持続的に提供できる基盤を確保している。また、企業等からの寄付金については、公共政策学教育部運営諮問会議規則に定められた有識者として、企業等の社会的ステークホルダーがメンバーとなっている公共政策学教育部運営諮問会議（年に 2 回開催）にて実績報告を行い、継続的な寄付の依頼を行うと同時に、実務家教員が企業等に出向き依頼を行う体制を構築している。上記の活動をさらに強く進めていくことにより、研究の持続性を確保するとともに関連講義科目の充実を図っていく予定である。なお、企業等からの寄付研究については、平成 28 年度においても、5 つの寄付講座と 5 つの研究ユニットによる研究を継続中である。

(3) シラバスの各記載事項のレベル・内容の不統一の改善について、平成 27 年度は、事務からのシラバス作成依頼時に、記入例を添付し、入力項目を指摘し、内容の統一を図った。平成 28 年度授業分については、事務担当からシラバス作成依頼の際に、記載事項に差が出ないようにさらにメール本文で周知を図ったところであるが、まだ対応として不十分なので、引き続きメールによるシラバス作成依頼時だけでなく、本専門職大学院の運営会議、教育会議においても周知徹底を図って状況を改善する。

(4) 全教員に対しては、おおよそ各セメスターの終わる 2 週間前に成績評価を依頼する際、「成績評価規則」を添付するとともに成績分布の遵守についても周知している（直近で平成 28 年 5 月 18 日）。履修者数の多い経済系科目（Macroeconomics for Public Policy、Microeconomics for Public Policy、Statistical Methods）の直近 2 年分の成績分布状況を確認したが、大きな齟齬もなく概ね分布が守られていた。しかしながら、全ての科目について遵守されているとは言えず、その対応について検討するために、成績分布の調査を行った。その結果、周知のみでは是正が困難であること、また、ごく少人数の講義や演習等については、必ずしも相対的な評価がそぐわない面があると考えられ、成績を分散させるよう強要することにより、正しい評

	<p>価が出来ない懸念もあることから、履修者数が 15 名以下の科目については、成績区分ごとの割合に関する規定を適用しない方向で評価規則の改正を行うことを検討している。さらに、遵守の徹底について周知を強化するとともに、教育部長から直接の指導を行っていくことを検討している。</p> <p>(5) 人事採用面接後の懇談の機会、個別の着任挨拶時に、授業の進め方、シラバスの書き方等に関するレクチャーを教育部長及び関係教員により行った。各分野のみなし専任教員についても関連分野の教員と懇談し、授業内容やシラバスの記載方法等に関して意見交換を行う機会を設けている。また、新任教員への FD のあり方について、運営会議等で審議し、様々な意見をもとに新任教員へのレクチャー等を充実させる予定である。さらに、「公共政策学教育部教育向上体制規則」の見直しにより、既存教員による授業参観の機会の提供や、新任教員と既存教員による意見交換の場を設定することを検討中であり、本年 8 月 1 日に着任予定の教員から、実施する予定である。</p> <p>(6) 本学では、基本組織規則において、大学院組織に設置する教授会及び教育会議の審議事項について規定しており、課程の修了に関する事項は教育会議の審議事項と規定している。基本組織規則を踏まえて、管理運営規則を定め、同規則第 6 条において、基本組織規則で定める教育会議の設置を規定し、同会議の組織その他必要な事項は別に定めると規定している。管理運営規則を踏まえ、東京大学大学院公共政策学連携研究部・公共政策学管理運営規程を定め、同規程第 4 条第 2 項で、教育会議の審議事項について規定している。以上の規則・規程に示したとおり、学位授与（課程の修了）に関わる事項は、公共政策学教育部教育会議で審議することが明文化されている。なお、課程修了の認定は、教育会議の議を経て教育部の部長が行うことを東京大学大学院学則第 14 条に規定している。</p> <p>(7) 独立の事務組織は実現していないが、大学本部に要望した結果、平成 26 年度「公共政策大学院の独立した事務組織に対応する事務職員の配置」、平成 27 年度「公共政策大学院の独立した事務組織の充実」との再配分理由で法学政治学研究科等事務部に採用可能数が計 2 名分配分された。また、併せて特任専門職員や学術支援専門職員の増員などにより、大学院係及び国際チームでの業務分担が進んでサービスが向上され、事務処理の状況は改善されつつある。平成 29 年度の新棟移転を機にさらなる業務体制の見直しを図っていきたいと考えている。</p> <p>(8) 自己点検・評価は 5 年に一度実施することとし、前回実施し</p>
--	--

	<p>た自己点検・評価の課題に重点を置きつつ実施していく予定である。なお、自己評価報告書はウェブサイト上で公開する。</p>
<p>2017（平成 29）年 3 月 「改善報告書検討結果」</p>	<p>【勧告】</p> <p>(1) 貴専攻においては、当該勧告での指摘を真摯に受け止め、2015（平成 27）年度内に新棟（経済学研究科棟の隣）を建設する計画を立て、竣工が予定より遅れたものの、2017（平成 29）年 10 月までには新棟への移転を完了させる予定としており、改善が適切になされていると認められる。</p> <p>【問題点（検討課題）】</p> <p>(1) 貴専攻においては、当該問題点（助言）での指摘を真摯に受け止め、法律系科目、政治系科目、経済系科目のそれぞれについて、英語開講科目を増大させるための方針を確認しており、英語による授業を担当する教員及び英語による科目の増強を行っており、改善が適切になされていると認められる。ただし、今後は学問分野ごとに確認した方針に基づき、英語科目のさらなる増強が図られるよう、引き続き検討されたい。</p> <p>(2) 貴専攻においては、当該問題点（助言）での指摘を真摯に受け止め、比較的短期のコミットメントに限定されがちな民間の寄付等に加えて、より中長期的なコミットメントを得ることが可能な公的な安定的外部資金の確保に努めており、改善が適切になされていると認められる。</p> <p>(3) 貴専攻においては、当該問題点（助言）での指摘を真摯に受け止め、事務から教員にシラバスの作成を依頼する時に、「シラバス作成のためのガイドライン」を用いて、記入例を添付し、入力項目ごとに記述すべき事項を説明するなど、内容の統一を図っており、一定の改善がなされているが、シラバスの記載事項には依然として精粗が見られる。ガイドラインに基づいた作成がなされているかを確認し、教員に個々に修正を求めるなど、さらなる内容の充実を図るよう、努めることが望まれる。</p> <p>(4) 貴専攻においては、当該問題点（助言）での指摘を真摯に受け止め、少人数科目については、相対的な評価が必ずしもすぐわない面があることから、成績区分ごとの割合を適用しないとする規則改正を検討しており、概ね改善がなされると見受けられることから、早期の実施が期待される。一方、履修者数の多い科目については、成績評価を依頼する際、「成績評価規則」を添付し、成績分布の遵守を周知しているものの、評定 A または A+ の割合が基準を超えている場合もあるので、成績区分ごとの割合を遵守するように、より一層の周知に努めることが望まれる。</p>

	<p>(5) 貴専攻においては、当該問題点（助言）での指摘を真摯に受け止め、新任教員等に対するFDについては、シラバスの書き方のレクチャーや具体的な授業参観等を実施することなどを検討しているものの、実際にどの程度のレクチャーがなされ、そこでの評価をどのように授業担当教員に伝えて授業を向上させていくかの具体的プロセスが明確でないので、引き続き検討が望まれる。</p> <p>(6) 貴専攻においては、当該問題点（助言）での指摘を真摯に受け止め、既に基本組織規則において、大学院組織に設置する教授会及び教育会議の審議事項について規定し、課程の修了に関する事項は教育会議の審議事項と規定されており、改善が適切になされていると認められる。</p> <p>(7) 貴専攻においては、当該問題点（助言）での指摘を真摯に受け止め、事務部門の充実の必要性を認識して、スタッフの採用枠の確保に努めており、概ね改善がなされていると認められるが、2017（平成29）年度の新棟移転に向けて、予算要求、組織・定員要求で事務部門の一層の充実を図ることが望まれる。</p> <p>(8) 貴専攻においては、当該問題点（助言）での指摘を真摯に受け止め、前回実施した自己点検・評価の課題に重点を置き、自己点検・評価は5年に一度実施することとし、自己評価報告書についてもホームページ上で公開するとしており、改善に向けた取組みがなされているので、今後は、これらについて、継続的に実施することが望まれる。</p>
--	--

前回の認証評価で指摘された課題等については、改善報告書のとおり対応しているが、英語による授業科目の増大については、常勤の専任教員を増やしたことの措置等の結果、科目数が大幅に増加している。研究ユニット・寄付講座については、期間の更新等の働きかけを継続した結果、前出の設置期間のとおり、外部資金を安定的に確保することができている。シラバスの記載及び成績評価に関しては、教育部長及び専攻長と事務が連携することにより、漸進的ではあるが以前よりも改善・是正がされてきている。FDについては、教育部長主導の下、新任教員に対する教育力向上のためのFD活動に組織的に取り組み、FDミーティングや授業参観を実施している。事務体制については、継続的に人員を強化し、サービスの向上に資する業務体制の見直しを行った。

また、勧告とされていた、施設・設備の充実については、2017（平成29）年8月に国際学術総合研究棟へ教員研究室及び事務室が移転し、秋学期からは同研究棟の新たな講義室、演習室において授業を開始したため、本専攻の大幅な教育研究活動の改善・向上を図ることができた。（評価の視点8-4）

特色ある点検・評価の方法として、既述ではあるが、元大臣をはじめとして、公共政策に関わる若しくは関わったことのある日本国内の産業界の役員、公益法人の役員といった外部有識者によって構成される公共政策大学院運営諮問会議を設置しており、本大学院の運営全般に関して、評価及び意見を取り入れ、社会からの要請に対応した大学院運営へと活かしていることが挙げられる（添付資料8-2、8-3）。最近では、修了生のネットワーク強化・活用に関して意見があったことから、留学生を含めた

これまでの修了生約 1,400 名のうち 8 割以上のメールアドレスを収集・把握したため、2017 年のホームカミングデイの開催を海外にいる修了生にも周知することが可能となり、既述のとおり東南アジアから 44 名もの修了生が参加した。また、国際プログラム及び国際交流活動に対する助言を行う国際プログラム・アドバイザー・ボードも、運営諮問会議の下に置いており（添付資料 8-4、8-5）、年に一度の運営諮問会議の場で国際化の推進に関して、教育課程から教員組織、施設・設備の面まで評価や助言及び提言を受けている。なお、同ボードからの一番の課題として挙げられている意見は、留学生と日本人学生の交流の促進であるため、意見を踏まえて、2017 年度から両者が一緒になって取り組む仕掛けの授業科目（「Case Study (Policy Challenge)」）を開始することになった。（評価の視点 8-5）

<根拠資料>

- ・添付資料 7-2：東京大学大学院公共政策学連携研究部・公共政策学教育部管理運営規程（第 5 条:運営会議）
- ・添付資料 8-1：東京大学大学院公共政策学教育部自己評価報告書
- ・添付資料 8-2：公共政策学教育部運営諮問会議規則
- ・添付資料 8-3：平成 29 年度 運営諮問会議委員名簿
- ・添付資料 8-4：国際アドバイザー・ボード規則
- ・添付資料 8-5：平成 29 年度 国際アドバイザー・ボード委員名簿

項目 22：情報公開

各公共政策系専門職大学院は、自己点検・評価の結果を広く社会に公表することが必要である。また、透明性の高い運営を行うため、自らの諸活動の状況を社会に対して積極的に情報公開し、その説明責任を果たすことが必要である。さらに、情報公開について、固有の目的に即した取組みを実施し、特色の伸長に努めることが望ましい。

<評価の視点>

- 8-6：自己点検・評価の結果を学内外に広く公表していること。（「学教法」第 109 条第 1 項）〔F 群、L 群〕
- 8-7：認証評価の結果を学内外に広く公表しているか。〔A 群〕
- 8-8：公共政策系専門職大学院の組織運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っていること。（「学教法施規」第 172 条の 2）〔F 群、L 群〕
- 8-9：情報公開には、固有の目的に即して、どのような特色があるか。〔A 群〕

<現状の説明>

本専攻は、2013（平成 25）年度に公共政策系専門職大学院認証評価を受審し、同認証評価に係る自己評価報告書及び認証評価結果を、東京大学及び公共政策大学院のホームページにおいて公表している（添付資料 8-6、8-7）。（評価の視点 8-6、8-7）

公共政策大学院のホームページにより、本専攻に関する入試情報、修了要件、専任教員紹介、カリキュラム、イベント情報等を公開し、一般の人向けに本専攻の概要を十分に紹介できる内容となっている（添付資料 8-8）。統計データとしては、これまでの志願者数・合格者数・入学者数、修了者の業種別就職先等を公表している。その他、本専攻の概要を掲載した大学院の紹介パンフレットを作成し、事務窓口で配布するとともに、公共政策大学院のホームページで公開している。（評価の視点 8-8）

情報公開としては、公共政策大学院の概要のみならず、研究ユニット、寄付講座等の活動や国際連携活動に関する広報活動の実施や、それらのイベント紹介等のために公共政策大学院のホームページを随時更新しており、本大学院の役割を社会に発信している。また、同ホームページは、日本語と同時に英語版も作成し、世界へ情報発信することにより、公共政策大学院の国際化の推進の役割を担っている。（評価の視点 8-9）

<根拠資料>

- ・添付資料 8-6：東京大学ホームページ_大学案内_専門職大学院認証評価
https://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/d05_05_j.html
- ・添付資料 8-7：公共政策大学院ホームページ_大学院概要
<http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/en/overview/>
- ・添付資料 8-8：公共政策大学院ホームページ_トップページ
<http://www.pp.u-tokyo.ac.jp/en/>

【8 点検・評価、情報公開の点検・評価】

（1）検討及び改善が必要な点

2013（平成 25）年度の大学基準協会による公共政策系専門職大学院認証評価から、勧告 1 項目、問題点（検討課題） 8 項目を指摘されたが、勧告とされた講義室、演習室、学生自習室等の施設・設備関係への対応をはじめとして、各指摘に対しては 2016（平成 28）年 7 月に「改善報告書」にて改善状況の報告を行った。情報公開は、公共政策大学院のホームページにより、入試情報、カリキュラム等を公開し、本専攻の概要を紹介している。また、国際化を推進するために、英語版も作成し、世界へ情報発信している。

なお、本専攻の自己点検・評価については、5年に一度実施することとしているが、一方で毎年度開催している運営諮問会議のために専攻内において、教学・管理運営に関する事前の点検・評価を行っている。また、この他にも国立大学法人評価が存在し、教育研究の評価に関しては、いくつかの点検・評価において評価項目が重複しているため、本専攻における効率的な点検・評価への対応は大きな課題である。

（2）改善のためのプラン

教育研究活動の点検・評価については、法学政治学研究科又は経済学研究科にも所属している教員の業務負担に十分に配慮しながら、当面は運営会議を中心に実施することとし、併せて効果的に自己点検・評価を行い得る実施体制についても検討を行う。

終 章

(1) 自己点検・評価を振り返って

今回、大学基準協会の「公共政策系専門職大学院基準」により、自己点検・評価を行ったが、一部継続的に改善対応を要する事項があるものの、本専攻が教育研究活動を遂行していくうえで、全ての項目において大きな支障となるような問題点がないことを確認することができた。ただし、評価の視点に沿って点検し、現状説明を行っていく過程を通じて、改めて本専攻の特色や課題を確認することになった。そのうち以下では主な事項について列挙する。

本専攻では、国際的視野のもとで、コミュニケーションと合意形成能力に秀でて、広く公共政策に関わる高い倫理観を持った政策のプロフェッショナルの養成を目的としているが、修了者の就職者のうち約 40%は、国家公務員等官公庁において高度専門職としての実務につき、その他も金融、コンサルタント等の公共政策と関わりのある業種に就いているため、その目的は果たされている。また、専攻設立以来「国際的視野」を重視し、世界トップレベルの公共政策大学院のネットワーク GPPN (Global Public Policy Network) への参加、国際交流協定によるダブル・ディグリーや交換留学の充実、英語による授業科目のみで学位を取得できる国際プログラムコースの設置等、専攻における国際化を推進し、そのことに関係する取組を立ち上げてきたが、各取組の運営についても工夫を重ねることにより一定の軌道に乗せることができている、継続的な取組となっている。

教育課程に関しては、将来の志望に応じた専門的なコースに分かれているが、科目群において法律・政治学・経済学の各分野を総合的に理解できるカリキュラムを整えている。また、実務経験のある教員を中心にした事例研究や実践科目により、現場の課題を教育にフィードバックし、基礎的、専門的な知識の修得から実務への応用までを備えた教育課程を提供している。これらの授業科目に関しては、学生による授業評価アンケートを行い、その結果を公共政策大学院のホームページで公表するとともに、各教員に評価結果を戻していたが、他の教員にも授業改善の参考となる情報が含まれていることから、専攻として情報共有を行うことが、教育内容・教育方法の向上につながる事が明らかになった。

本専攻を含む公共政策大学院は、本学において歴史の浅い部局であることから、後発の教育研究組織が大学のキャンパス内において一定の固有のスペースを確保するのは容易なことではない。そのため大学院組織の施設・設備面における教育研究環境としては、あまり好ましくない状況が続いていたが、大学内における長年の交渉と整備計画や施設施工の進捗に適時に関与した結果、2017（平成 29）年度に竣工した国際学術総合研究棟への移転が実現し、専攻独自の講義室、演習室を保有することになった。さらに本郷キャンパスに分散していた教員の研究室についても集約することができたため、本専攻の教育研究活動に関して、これまでと比べて効率的な運営が可能になった。なお、学生の教育研究環境に関しても、施設・設備の一連の整備として、隣接する赤門総合研究棟 4 階を改修して、新たに自習室、ラウンジ、ディスカッションルーム等の整備が完了し、2018（平成 30）年度からの利用の目途が立ったことから、学生に対するより良い学習を支援するための取組についても着実に実行している状況にある。

(2) 今後の改善方策、計画等について

今回の「公共政策系専門職大学院基準」による点検・評価の結果、本専攻の教育研究を進めていく際に、前回の認証評価時に指摘のあった施設・設備関係のような喫緊に対応する課題・問題点はなかったが、今後の全体的な課題としては、専攻の特色である「国際的視野の重視」の取組の更なる充実

と修了生のネットワーク強化であると認識している。その対応に関しては専攻内の個別の取組に委ねて進めていく。

国際化の充実については、これまでの個々の取組の継続と見直しが基本となるが、国際プログラム・アドバイザー・ボードからの指摘にもあるように、日本人学生と留学生の交流の促進のための多様な取組については対応していく必要がある。教育課程では既に日本人学生と留学生が共同して課題に取り組む仕掛けの授業科目を実施しているが、まだ全体の中でそのような授業科目は少ないので、今後は増加させていく予定である。また、教育課程外においても学生自治会等による学生交流会等を支援しながら、専攻が主導する取組についても実施していく。

修了生のネットワーク強化については、修了生各人のメールアドレスの収集・把握を行っているが、その収集率をさらに上げていき、特に海外の修了生については、国際化とも関連することから、ホームカミングデイ等の機会も利用して、さらに多くの修了生に情報が行き渡るように同窓会と連携して対応していくことを考えている。